

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の
状況についての評価に係る「評価実施要項（案）」に対する意見対応表

NO.	分類	意見等	回答
1	提出期限に関するもの	<p>・研究業績説明書の提出期限について、3月発表の業績をとりまとめることを想定した場合、提出期限は早くても4月末としてほしい。</p>	<p>研究業績説明書の提出期限については、「実績報告書作成要領」に示す予定で す。「実績報告書作成要領」の策定に当たっては、いただいたご意見を参考に検討 を進めてまいります。</p>
2	提出期限に関するもの	<p>「学部・研究科等の現況調査表」及び「研究業績説明書」の提出期限を早めないでいただきたい。 「第3期中期目標期間の教育研究の状況の評価に係る「評価実施要項」における第2期からの主な変更点（案）」の「●実績報告書の提出期限」（3頁）において、 “現況分析作業と達成状況の評価作業を段階的に進め、達成状況評価において現況分析結果を十分に活用するための確認・反映等の作業期間を設ける必要があること、また、第2期中期目標期間の教育研究評価に係る国立大学法人等からのアンケートの回答においても「学部・研究科等の現況調査表と中期目標の達成状況報告書の作成が同時並行で進むことにより、本部での整合性の確認、とりまとめ作業が困難であった。」等の意見があったことを踏まえ、4年目終了時評価における提出資料のうち、「学部・研究科等の現況調査表」及び「研究業績説明書」の提出期限を” 研究業績説明書は2020年4月中旬～下旬、学部・研究科等の現況調査表は2020年5月末とするとあるが、本部での整合性の確認、とりまとめ作業については各法人において調整すべきことであり、そもそもの提出期限が早められることによる報告書等作成の業務負担増が懸念される。そのため、「学部・研究科等の現況調査表」及び「研究業績説明書」の提出期限については変更しないこととしていただきたい。</p>	<p>実績報告書の提出期限については、「現況調査表と達成状況報告書の作成が同時 並行で進むことにより、本部での整合性の確認、とりまとめ作業が困難であっ た。」等のご意見を踏まえ、評価者（大学の教員等）の作業期間の確保など、より 適正な評価につなげることを目的としており、ご理解いただきたいと考えておりま す。 いただいたご意見については、真摯に受け止め、国立大学法人等の負担軽減に十 分配慮しつつ、今後、具体的な評価内容、評価方法を示すことになる「実績報告書 作成要領」等の検討を進めてまいります。</p>
3	提出期限に関するもの	<p>今回提示いただいた提出期限は前回と比較して1か月程度の前倒しとなるわけだが、当該業務は依然として多くの事務作業量となっており、これまでどおりの提出期限としていただきたい。</p>	<p>実績報告書の提出期限については、「現況調査表と達成状況報告書の作成が同時 並行で進むことにより、本部での整合性の確認、とりまとめ作業が困難であっ た。」等のご意見を踏まえ、評価者（大学の教員等）の作業期間の確保など、より 適正な評価につなげることを目的としており、ご理解いただきたいと考えておりま す。 いただいたご意見については、真摯に受け止め、国立大学法人等の負担軽減に十 分配慮しつつ、今後、具体的な評価内容、評価方法を示すことになる「実績報告書 作成要領」等の検討を進めてまいります。</p>
4	提出期限に関するもの	<p>○3頁目 ・これまですべて6月末期限であった提出締切を、大学での取りまとめ作業が困難であるとの意見を反映し、研究業績は4月中旬～4月下旬、現況調査表を5月末、中期目標の達成状況報告書を6月末と分けて設定されています。しかし、先に提出済の書類に誤りが見つかった場合には、後から提出する書類においてそれを訂正することが出来るよう、書式において配慮いただきたいと考えます。</p>	<p>実績報告書の提出期限については、「現況調査表と達成状況報告書の作成が同時 並行で進むことにより、本部での整合性の確認、とりまとめ作業が困難であっ た。」等のご意見を踏まえ、評価者（大学の教員等）の作業期間の確保など、より 適正な評価につなげることを目的としており、ご理解いただきたいと考えておりま す。 いただいたご意見については、真摯に受け止め、国立大学法人等の負担軽減に十 分配慮しつつ、今後、具体的な評価内容、評価方法を示すことになる「実績報告書 作成要領」等の検討を進めてまいります。</p>

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の
状況についての評価に係る「評価実施要項（案）」に対する意見対応表

NO.	分類	意見等	回答
5	提出期限に関するもの	<p>○実績報告書の提出期限について（P4） 第2期中期目標期間時の評価に比べて、「研究業績説明書」及び「学部・研究科等の現況調査表」の提出期限が1ヶ月から1ヶ月半も早くなっていることについて、大学側での作成期間が短縮されると、十分な報告書を作成できない恐れがある。また、研究業績説明書、現況調査表、達成状況報告書の提出期限が全て異なることは、学内諸会議での審議を報告書ごとにバラバラで行うことになり、事務手続きが煩雑になるため、全ての報告書の提出期限を6月末に統一していただきたい。 なお、提出期限の変更理由として、機構での作業期間を設ける必要があることが挙げられているが、機構の都合で大学の負担を増やすのではなく、全ての報告書の提出期限を6月末にして、双方が効率的・効果的に報告書の作成や評価を行うことができるよう、最適化を図るべきと考える。</p>	<p>実績報告書の提出期限については、「現況調査表と達成状況報告書の作成が同時並行で進むことにより、本部での整合性の確認、とりまとめ作業が困難であった。」等のご意見を踏まえ、評価者（大学の教員等）の作業期間の確保など、より適正な評価につなげることを目的としており、ご理解いただきたいと考えております。 いただいたご意見については、真摯に受け止め、国立大学法人等の負担軽減に十分配慮しつつ、今後、具体的な評価内容、評価方法を示すことになる「実績報告書作成要領」等の検討を進めてまいります。</p>
6	提出期限に関するもの	<p>3. スケジュールについて (1) 現況調査表の提出期限が5月末とあります（同p.4）が、第3期では記載項目が設定されるとのことで、その内容が判明しないと作業負担の見積もりがでないため、現時点では期限が適切かどうか判断できません。また、記載項目の内容によっては第2期に遡ってデータのとりまとめをやり直したりシステムの改修を行ったりする必要が生ずることも考えられます。このため、早急に検討結果を開示いただきたいと思っております。 (2) 「研究業績説明書」の提出期限について2020年4月中旬～下旬とされています（同p.4）が、この時期に提出を終えるためには4年目途中時点で研究業績の取りまとめをする必要があると想定されます。4年間の研究業績全体を把握するため、また提出事務の省力化を図るためにも、学部・研究科等の提出物である「研究業績説明書」「学部・研究科等の現況調査表」は2020年5月末に同時に提出と変更した方が良いのではないかと考えます。</p>	<p>記載項目（仮称）の具体的な内容については、国立大学教育研究評価委員会の下に学系別の検討チームを立ち上げて検討し、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」とともに今年度末までには示す予定としています。 実績報告書の提出期限については、「現況調査表と達成状況報告書の作成が同時並行で進むことにより、本部での整合性の確認、とりまとめ作業が困難であった。」等のご意見を踏まえ、評価者（大学の教員等）の作業期間の確保など、より適正な評価につなげることを目的としており、ご理解いただきたいと考えております。 いただいたご意見については、真摯に受け止め、国立大学法人等の負担軽減に十分配慮しつつ、今後、具体的な評価内容、評価方法を示すことになる「実績報告書作成要領」等の検討を進めてまいります。</p>
7	提出期限に関するもの	<p>1. 「第3期中期目標期間の教育研究の状況の評価に係る『評価実施要項』における第2期からの主な変更点（案）」— P3「●実績報告書の提出期限」 見直しは断固反対である。多くの大学がアンケートにて回等した趣旨は、期限を後ろに延ばしていただきたいという旨のほうである。最低限以前の提出期限のままとしていただくよう再考いただきたい。</p>	<p>実績報告書の提出期限については、「現況調査表と達成状況報告書の作成が同時並行で進むことにより、本部での整合性の確認、とりまとめ作業が困難であった。」等のご意見を踏まえ、評価者（大学の教員等）の作業期間の確保など、より適正な評価につなげることを目的としており、ご理解いただきたいと考えております。 いただいたご意見については、真摯に受け止め、国立大学法人等の負担軽減に十分配慮しつつ、今後、具体的な評価内容、評価方法を示すことになる「実績報告書作成要領」等の検討を進めてまいります。</p>
8	提出期限に関するもの	<p>(1) 「評価実施要項」における第2期からの主な変更点（案） P.3 ●実績報告書の提出期限 (2) 評価実施要項（案） P.4 IV スケジュール (1) 4年目終了時評価 上記箇所に記載の事項において、中期目標期間4年目終了時評価の際に提出する「研究業績説明書」、「学部・研究科等の現況調査表」、「中期目標の達成状況報告書」の提出期限が4月末から6月末の間、1ヶ月間隔で設定されていることについて、様式の作成時期や順序は提出時期に見合うような策定の進行は必要ですが、提出までの機構内プロセスとして、提出する都度、機構内での各種会議体での審議・検討を要するため、事務手続きが煩雑になりかねないことを危惧します。 また、4月末に提出するものについては、3月末までのデータを確実に集め、さらに内容を精査した上で前述同様の各種会議体に諮り、有益な意見等を集約して精度を高めていく作業工程は必要不可欠であり、年度が明けた1ヶ月足らずの期間での提出は困難であると考えます。 これらの状況を鑑みて、すべての書類の提出時期を段階的ではなく、統一して『平成32年6月末』にして頂きたいと存じます。</p>	<p>実績報告書の提出期限については、「現況調査表と達成状況報告書の作成が同時並行で進むことにより、本部での整合性の確認、とりまとめ作業が困難であった。」等のご意見を踏まえ、評価者（大学の教員等）の作業期間の確保など、より適正な評価につなげることを目的としており、ご理解いただきたいと考えております。 いただいたご意見については、真摯に受け止め、国立大学法人等の負担軽減に十分配慮しつつ、今後、具体的な評価内容、評価方法を示すことになる「実績報告書作成要領」等の検討を進めてまいります。</p>

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の
状況についての評価に係る「評価実施要項（案）」に対する意見対応表

NO.	分類	意見等	回答
9	提出期限に関するもの	<p>② 『第3期中期目標期間の教育研究の状況の評価に係る「評価実施要項」における第2期からの主な変更点（案）』のP.3「●実績報告書の提出期限」に記載の4年目終了時評価における資料の提出期限について、研究業績説明書については2020年4月中旬～下旬、学部・研究科等の現況調査表については2020年5月末となっており、前回の第2期における提出期限よりも期限が1か月程度早くなっている。</p> <p>現況分析結果活用のための確認・反映等の作業期間の設定や、現況調査表と達成状況報告書作成の並行作業の負担等を考慮した上で期限設定を行った趣旨は理解できるが、研究業績説明書等の作成において2019年度終了から提出までの期間を考慮し、例えば研究業績説明書の提出期限を2020年5月末、現況調査表の提出期限を2020年6月末、達成状況報告書の提出期限を2020年7月末とすること等について強く要望する次第である。</p>	<p>実績報告書の提出期限については、「現況調査表と達成状況報告書の作成が同時並行で進むことにより、本部での整合性の確認、とりまとめ作業が困難であった。」等のご意見を踏まえ、評価者（大学の教員等）の作業期間の確保など、より適正な評価につなげることを目的としており、ご理解いただきたいと思います。</p> <p>いただいたご意見については、真摯に受け止め、国立大学法人等の負担軽減に十分配慮しつつ、今後、具体的な評価内容、評価方法を示すことになる「実績報告書作成要領」等の検討を進めてまいります。</p>
10	提出期限に関するもの	<p>主な変更点（案）P3、要項（案）P4</p> <p>実績報告書の提出期限について、「現況分析作業と達成状況の評価作業を段階的に進め、達成状況評価において現況分析結果を十分に活用するための確認・反映等の作業期間を設ける必要があること、また、法人等のアンケートの回答においても…」を踏まえ、現況調査表と達成状況報告書の提出時期をずらしたとのことであるが、本学では、現況調査表と達成状況報告書の内容に齟齬を無くすために学内で調整を行う予定であり、現況調査表だけ先んじて提出する提案スケジュールでは、6月中にこの調整が行えないことになるため、両者の提出時期を一致させていただきたい。</p> <p>また、本学は、現況分析単位としての学部・研究科が多いこと、更に、学部・研究科においては、学内における年度当初の評価作業以外の業務と平行して作業を進める必要があり、学部・研究科との調整と、現況調査表と達成状況報告書の調整に日数を要することから、提出期限については6月末以降としていただきたい</p>	<p>実績報告書の提出期限については、「現況調査表と達成状況報告書の作成が同時並行で進むことにより、本部での整合性の確認、とりまとめ作業が困難であった。」等のご意見を踏まえ、評価者（大学の教員等）の作業期間の確保など、より適正な評価につなげることを目的としており、ご理解いただきたいと思います。</p> <p>いただいたご意見については、真摯に受け止め、国立大学法人等の負担軽減に十分配慮しつつ、今後、具体的な評価内容、評価方法を示すことになる「実績報告書作成要領」等の検討を進めてまいります。</p>
11	提出期限に関するもの	<p>○実績報告書の提出期限について</p> <p>第2期中期目標期間において、「研究業績説明書」は5月末日、「学部・研究科等の現況調査表」及び「達成状況報告書」は6月末日の提出期限とされておりましたが、第3期中期目標期間に係る本評価実施要項（案）においては、「研究業績説明書」は4月中旬～下旬、「学部・研究科等の現況調査表」については5月末日と、第2期中期目標期間に比して、ともに1か月ほど提出期限が早期化されております。</p> <p>このことは、「第2期からの主な変更点（案）」において、「法人評価委員会からの要請として、『現況分析作業と達成状況の評価作業を段階的に進め、達成状況評価において現況分析結果を十分に活用するための確認・反映等の作業期間を設ける必要がある』ことによるもの」及び「第2期中期目標期間の教育研究評価に係る国立大学法人等からのアンケートの回答においては『学部・研究科等の現況調査表と中期目標の達成状況報告書の作成が同時並行で進むことにより、本部での整合性の確認、とりまとめ作業が困難であった。』等の意見があったことによるもの」と示されております。</p> <p>提出時期を異なるものとし、かつ期限を早期化するという対応は、「評価者の作業期間を多く設ける」という前者の意見のみが取り入れられたものですが、貴機構における評価作業のみならず、法人においても同様の作業は必要であり、その点が考慮されておられません。「研究業績説明書」及び「現況調査表」については、学部・研究科ごとに年度末までの実績を取りまとめ、厳密な現況分析・自己評価を行い、その結果を「達成状況報告書」に反映させるというプロセスが法人において存在するため、第2期中期目標期間における5月又は6月末日の期限ですら過密日程であるにもかかわらず、更なる期限の早期化により、精確な分析・評価を行うための十分な期間が確保できなくなることが危惧されます。また、それにより、法人の評価において、法人における教育研究の継続的な質の向上と個性の伸長に向けた取組みが十分に機能しているか等について、精確な報告に支障が生じるばかりか、貴機構における評価においても悪影響を及ぼすことが懸念されます。</p> <p>あわせて、後者の「法人等における同時並行による取りまとめ作業の困難」という意見の根本にある、現況調査表及び達成状況報告書作成における作業負担の軽減の観点についても軽視されています。そもそも、後者の意見については、各法人におけるスケジュールの管理・調整により、同時並行による煩雑性を軽減できるものであり、単に提出する報告書ごとに提出時期を異なるものとするのが必ずしも得策とはいえません。加えて、提出時期の早期化は、却ってその管理・調整を困難にさせることが明らかであり、また、法人の評価において、法人における教育研究の継続的な質の向上と個性の伸長に向けた取組みが十分に機能しているか等について、精確な報告に支障が生じるため、貴機構が適正に法人評価を行うのであれば、法人側の作業負担の軽減も鑑み、提出期限を延長し、法人における評価作業期間をより多く確保した上で、評価作業を進めることが必要と考えます。</p> <p>なお、平成30年2月6日開催の「中期目標期間における教育研究の状況の評価に係る意見交換会」において、貴機構からは、スケジュールに関しては、第2期中期目標期間と比して一定の配慮がなされる旨のご説明と矛盾します。</p> <p>以上のことから、提出期限の早期化により、評価者による適正な評価がなされないことに加え、更なる負担が法人に課されることに疑問を呈するため、報告書等の提出期限について再考くださるようお願いいたします。</p>	<p>実績報告書の提出期限については、「現況調査表と達成状況報告書の作成が同時並行で進むことにより、本部での整合性の確認、とりまとめ作業が困難であった。」等のご意見を踏まえ、評価者（大学の教員等）の作業期間の確保など、より適正な評価につなげることを目的としており、ご理解いただきたいと思います。</p> <p>いただいたご意見については、真摯に受け止め、国立大学法人等の負担軽減に十分配慮しつつ、今後、具体的な評価内容、評価方法を示すことになる「実績報告書作成要領」等の検討を進めてまいります。</p>

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の
状況についての評価に係る「評価実施要項（案）」に対する意見対応表

NO.	分類	意見等	回答
12	提出期限に関するもの	<p>1. 評価実施スケジュールについて（評価実施要項（案）4頁） 実績報告書の提出期限について、第2期からの主な変更点（案）3頁には、「「学部・研究科等の現況調査表と中期目標の達成状況報告書の作成が同時並行で進むことにより、本部での整合性の確認、とりまとめ作業が困難であった。」等の意見」により、研究業績説明書の提出期限を2020年4月中旬～下旬に、また現況調査表の期限を同年5月末にした、とある。しかし、整合性の確認やとりまとめについては大学等が自身でスケジュールを工夫すれば良いだけであり、2期と比較して期限が前倒しされるのは大学等にとってメリットがない。国立大学法人法で定めるとおり、全ての書類の提出期限を2020年6月末としていただきたい。</p>	<p>実績報告書の提出期限については、「現況調査表と達成状況報告書の作成が同時並行で進むことにより、本部での整合性の確認、とりまとめ作業が困難であった。」等のご意見を踏まえ、評価者（大学の教員等）の作業期間の確保など、より適正な評価につなげることを目的としており、ご理解いただきたいと考えております。 いただいたご意見については、真摯に受け止め、国立大学法人等の負担軽減に十分配慮しつつ、今後、具体的な評価内容、評価方法を示すことになる「実績報告書作成要領」等の検討を進めてまいります。</p>
13	提出期限に関するもの	<p>・4年目終了時評価の「研究業績水準判定に係る資料」の提出締切日について「4月中～下旬」と記載されていますが、具体的な日時につきまして決定次第早めに通知いただけますと幸いです。</p>	<p>研究業績説明書の提出期限については、「実績報告書作成要領」に示す予定です。「実績報告書作成要領」の策定に当たっては、公表時期も含め、国立大学法人等の負担軽減に十分配慮しつつ、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。</p>
14	提出期限に関するもの	<p>評価実施要項（案）4ページの提出スケジュールについて、現況分析の提出期限を1か月、研究業績説明書の提出期限を約1か月早めているが、早める方が整合性の確認などができなくなる可能性が高くなると思われるので、例えば提出期間を5月末から6月末の間とするなど、各大学で工夫できるようにしてほしい。</p>	<p>実績報告書の提出期限については、「現況調査表と達成状況報告書の作成が同時並行で進むことにより、本部での整合性の確認、とりまとめ作業が困難であった。」等のご意見を踏まえ、評価者（大学の教員等）の作業期間の確保など、より適正な評価につなげることを目的としており、ご理解いただきたいと考えております。 いただいたご意見については、真摯に受け止め、国立大学法人等の負担軽減に十分配慮しつつ、今後、具体的な評価内容、評価方法を示すことになる「実績報告書作成要領」等の検討を進めてまいります。</p>
15	中期目標期間終了時評価の評価方法に関するもの	<p>・中期目標期間終了時評価では、中期目標の達成状況評価のみを実施するとのことであるが、4年目終了時評価後に「学部・研究科等の現況分析」の同評価結果が変更となる程の顕著な変化があった場合の手続きはどのようになるのか。</p>	<p>国立大学法人法上、4年目終了時評価とは、4年目終了時の業務の実績及び中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績を評価するものです。また、4年目終了時評価の結果は、文部科学大臣により、国立大学法人等の次期中期目標期間の組織・業務全般にわたる検討に活用されることとなります。 このような法律上の位置付けを踏まえ、4年目終了時評価では、現況分析を行うことによって教育研究の実施状況や成果を学部・研究科等单位できめ細かく把握することとし、一方、中期目標期間終了時評価では、現況分析は改めて実施せず、5年目、6年目に中期目標・中期計画の達成に影響を及ぼすような顕著な変化があった場合には、達成状況報告書への記載を求めることにより、各学部・研究科等の成果を把握することとしたものです。 中期目標期間終了時評価における具体的な評価内容、評価方法については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定ですが、中期目標期間終了時評価の達成状況報告書においては、あくまでも4年目終了時評価（達成状況評価）の結果を変えようような顕著な変化があったと判断した中期計画についてのみ、具体的な実施状況等の記載を求める方針で検討を進めてまいります。</p>

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の
状況についての評価に係る「評価実施要項（案）」に対する意見対応表

NO.	分類	意見等	回答
16	中期目標期間終了時評価の評価方法に関するもの	<p>■ 中期目標期間終了時評価における学部・研究科等の現況分析評価結果の活用について 新しい実施方法において、4年目終了時評価の際は、「研究業績説明書」及び「学部・研究科等の現況調査票」を提出し、学部・研究科等の教育研究に係る評価結果を、達成状況評価に活用することとなっております。 しかしながら、中期目標期間終了時評価の際は、上述の2つの報告書を提出する必要がないようになっているため、中期目標期間の5年目、6年目における学部・研究科等の教育研究等の実績は、どのように反映されるのでしょうか。 例えば、中期目標期間終了時評価の際には、達成状況報告書と同様に、2年間の実績の差分を報告する仕組みとするなど、5年目、6年目の学部・研究科等の実績を活用する方法を検討する必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>国立大学法人法上、4年目終了時評価とは、4年目終了時の業務の実績及び中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績を評価するものです。また、4年目終了時評価の結果は、文部科学大臣により、国立大学法人等の次期中期目標期間の組織・業務全般にわたる検討に活用されることとなります。 このような法律上の位置付けを踏まえ、4年目終了時評価では、現況分析を行うことによって教育研究の実施状況や成果を学部・研究科等単位できめ細かく把握することとし、一方、中期目標期間終了時評価では、現況分析は改めて実施せず、5年目、6年目に中期目標・中期計画の達成に影響を及ぼすような顕著な変化があった場合には、達成状況報告書への記載を求めることにより、各学部・研究科等の成果を把握することとしたものです。 中期目標期間終了時評価における具体的な評価内容、評価方法については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定ですが、中期目標期間終了時評価の達成状況報告書においては、あくまでも4年目終了時評価（達成状況評価）の結果を変えうるような顕著な変化があったと判断した中期計画についてのみ、具体的な実施状況等の記載を求める方針で検討を進めてまいります。</p>
17	中期目標期間終了時評価の評価方法に関するもの	<p>・中期目標期間終了時評価においては、2020年度及び2021年度における取組等の成果、実績が十分に反映されるよう評価願いたい。</p>	<p>国立大学法人法上、4年目終了時評価とは、4年目終了時の業務の実績及び中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績を評価するものです。また、4年目終了時評価の結果は、文部科学大臣により、国立大学法人等の次期中期目標期間の組織・業務全般にわたる検討に活用されることとなります。 このような法律上の位置付けを踏まえ、4年目終了時評価では、現況分析を行うことによって教育研究の実施状況や成果を学部・研究科等単位できめ細かく把握することとし、一方、中期目標期間終了時評価では、現況分析は改めて実施せず、5年目、6年目に中期目標・中期計画の達成に影響を及ぼすような顕著な変化があった場合には、達成状況報告書への記載を求めることにより、各学部・研究科等の成果を把握することとしたものです。 中期目標期間終了時評価における具体的な評価内容、評価方法については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定ですが、中期目標期間終了時評価の達成状況報告書においては、あくまでも4年目終了時評価（達成状況評価）の結果を変えうるような顕著な変化があったと判断した中期計画についてのみ、具体的な実施状況等の記載を求める方針で検討を進めてまいります。</p>
18	中期目標期間終了時評価の評価方法に関するもの	<p>■ 評価実施要項（案） ○3頁目『また、「教育の水準」及び「研究の水準」は、第2期中期目標期間終了時と評価時点の水準を勘案し、質の向上の状況も含めて判断します。』 ○9頁目『その際、第2期中期目標期間終了時と、評価時点の教育水準の状況を勘案し、質の向上の状況も含めて判定します。』（ここでは「判定」と記載） ○9頁目『その際、第2期中期目標期間終了時と、評価時点の研究水準の状況を勘案し、質の向上の状況も含めて判定します。』（ここでは「判定」と記載）</p> <p>・上記について、現況分析は4年目終了時に提出するため、第2期との比較は4年間の実績でしかできないことになる。そのため、中期目標期間終了時での比較（6年間）ができるように、第1期にあったような「顕著な変化についての説明書」のような工夫をして欲しい（特に質の向上度の部分）。</p>	<p>国立大学法人法上、4年目終了時評価とは、4年目終了時の業務の実績及び中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績を評価するものです。また、4年目終了時評価の結果は、文部科学大臣により、国立大学法人等の次期中期目標期間の組織・業務全般にわたる検討に活用されることとなります。 このような法律上の位置付けを踏まえ、4年目終了時評価では、現況分析を行うことによって教育研究の実施状況や成果を学部・研究科等単位できめ細かく把握することとし、一方、中期目標期間終了時評価では、現況分析は改めて実施せず、5年目、6年目に中期目標・中期計画の達成に影響を及ぼすような顕著な変化があった場合には、達成状況報告書への記載を求めることにより、各学部・研究科等の成果を把握することとしたものです。 中期目標期間終了時評価における具体的な評価内容、評価方法については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定ですが、中期目標期間終了時評価の達成状況報告書においては、あくまでも4年目終了時評価（達成状況評価）の結果を変えうるような顕著な変化があったと判断した中期計画についてのみ、具体的な実施状況等の記載を求める方針で検討を進めてまいります。</p>

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の
状況についての評価に係る「評価実施要項（案）」に対する意見対応表

NO.	分類	意見等	回答
19	中期目標期間終了時評価の評価方法に関するもの	<p>■第3期中期目標期間の教育研究の状況の評価に係る「評価実施要項」における第2期からの主な変更点（案）</p> <p>○1頁目 ・「学部・研究科等の現況分析」と「研究業績水準判定」を実施するのは4年目終了時のみですが、残り2年間の間に「現況」や「研究業績水準」が大きく変化した場合の対応が十分に理解できません。6年目終了時の「達成状況報告書」にその旨を記載するものと理解していますが、上記の残り2年間の実績を明記できるような「達成状況報告書」書式にする必要があると考えます。</p>	<p>国立大学法人法上、4年目終了時評価とは、4年目終了時の業務の実績及び中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績を評価するものです。また、4年目終了時評価の結果は、文部科学大臣により、国立大学法人等の次期中期目標期間の組織・業務全般にわたる検討に活用されることとなります。</p> <p>このような法律上の位置付けを踏まえ、4年目終了時評価では、現況分析を行うことによって教育研究の実施状況や成果を学部・研究科等単位できめ細かく把握することとし、一方、中期目標期間終了時評価では、現況分析は改めて実施せず、5年目、6年目に中期目標・中期計画の達成に影響を及ぼすような顕著な変化があった場合には、達成状況報告書への記載を求めることにより、各学部・研究科等の成果を把握することとしたものです。</p> <p>中期目標期間終了時評価における具体的な評価内容、評価方法については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定ですが、中期目標期間終了時評価の達成状況報告書においては、あくまでも4年目終了時評価（達成状況評価）の結果を変えうるような顕著な変化があったと判断した中期計画についてのみ、具体的な実施状況等の記載を求める方針で検討を進めてまいります。</p>
20	現況分析に関するもの 中期目標期間終了時評価の評価方法に関するもの	<p>○6頁目 『第3期中期目標期間 教育研究評価 現況分析 判定イメージ（案）』に関して、「水準」と「質の向上度」が統合されたが、第2期と比較する場合、「観点」が「記載項目（仮称）」に変更されるのであれば、質の向上度に関して記載できる欄（独立した書式でなくても良い）を設けて欲しい。 また、現況分析は4年目終了時に提出するため、第2期との比較は4年間の実績でしかできないことになる。そのため、中期目標期間終了時での比較（6年間）ができるように、第1期にあったような「顕著な変化についての説明書」のような工夫をして欲しい（特に質の向上度）。</p>	<p>国立大学法人法上、4年目終了時評価とは、4年目終了時の業務の実績及び中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績を評価するものです。また、4年目終了時評価の結果は、文部科学大臣により、国立大学法人等の次期中期目標期間の組織・業務全般にわたる検討に活用されることとなります。</p> <p>このような法律上の位置付けを踏まえ、4年目終了時評価では、現況分析を行うことによって教育研究の実施状況や成果を学部・研究科等単位できめ細かく把握することとし、一方、中期目標期間終了時評価では、現況分析は改めて実施せず、5年目、6年目に中期目標・中期計画の達成に影響を及ぼすような顕著な変化があった場合には、達成状況報告書への記載を求めることにより、各学部・研究科等の成果を把握することとしたものです。</p> <p>中期目標期間終了時評価における具体的な評価内容、評価方法については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定ですが、中期目標期間終了時評価の達成状況報告書においては、あくまでも4年目終了時評価（達成状況評価）の結果を変えうるような顕著な変化があったと判断した中期計画についてのみ、具体的な実施状況等の記載を求める方針で検討を進めてまいります。</p>
21	中期目標期間終了時評価の評価方法に関するもの	<p>2. 現況分析について (1) 現況分析を中間評価でしか行わないことで、残り2年間の研究をどう評価するのか、疑問があります。4年目終了時評価以降の研究業績について、達成状況報告書に記載する、とはありますが、「研究業績説明書」など内容を具体的に説明する資料は求められていないように見受けられますが、どのように業績判定する計画なのか明示していただきたいと思います。 (2) 中期目標期間終了時評価の際に、「達成状況報告書には、国立大学法人等が4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化があったと判断した中期計画ごとに」記述される、とあります（同p28「①中期計画ごとの実施状況の分析」）が、変化がないものは記述自体不要という理解で良いでしょうか？</p>	<p>国立大学法人法上、4年目終了時評価とは、4年目終了時の業務の実績及び中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績を評価するものです。また、4年目終了時評価の結果は、文部科学大臣により、国立大学法人等の次期中期目標期間の組織・業務全般にわたる検討に活用されることとなります。</p> <p>このような法律上の位置付けを踏まえ、4年目終了時評価では、現況分析を行うことによって教育研究の実施状況や成果を学部・研究科等単位できめ細かく把握することとし、一方、中期目標期間終了時評価では、現況分析は改めて実施せず、5年目、6年目に中期目標・中期計画の達成に影響を及ぼすような顕著な変化があった場合には、達成状況報告書への記載を求めることにより、各学部・研究科等の成果を把握することとしたものです。</p> <p>中期目標期間終了時評価における具体的な評価内容、評価方法については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定ですが、中期目標期間終了時評価の達成状況報告書においては、あくまでも4年目終了時評価（達成状況評価）の結果を変えうるような顕著な変化があったと判断した中期計画についてのみ、具体的な実施状況等の記載を求める方針で検討を進めてまいります。</p>

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の
状況についての評価に係る「評価実施要項（案）」に対する意見対応表

NO.	分類	意見等	回答
22	<p>中期目標期間終了時評価の評価方法に関するもの</p> <p>達成状況評価に関するもの</p>	<p>4年目に暫定評価を実施するのは、改善が必要な点を残り2年間で改善することや次期中期目標・中期計画を作成することなどPDCAサイクルを確実に回すという意味で有意義なものとして理解している。</p> <p>しかしながら、6年目の評価時に「学部・研究科等の現況分析」、「研究業績」の作成を要しないというのは丁寧さに欠けるのではないか。「学部・研究科等の現況分析」、「研究業績」も「達成状況評価」と同様に顕著な評価がある場合、あるいは4年目終了評価時に「質の向上が求められる」と判断された場合等にその後の改善を促す意味で提出できるようにしてはいかかがか。</p> <p>また、中期目標の達成状況評価において、6年目はヒアリングを実施しないとのことであるが、希望する法人に対してはヒアリングを実施してはいかかがか。</p>	<p>国立大学法人法上、4年目終了時評価とは、4年目終了時の業務の実績及び中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績を評価するものです。また、4年目終了時評価の結果は、文部科学大臣により、国立大学法人等の次期中期目標期間の組織・業務全般にわたる検討に活用されることとなります。</p> <p>このような法律上の位置付けを踏まえ、4年目終了時評価では、現況分析を行うことによって教育研究の実施状況や成果を学部・研究科等单位できめ細かく把握することとし、一方、中期目標期間終了時評価では、現況分析は改めて実施せず、5年目、6年目に中期目標・中期計画の達成に影響を及ぼすような顕著な変化があった場合には、達成状況報告書への記載を求めることにより、各学部・研究科等の成果を把握することとしたものです。</p> <p>中期目標期間終了時評価における具体的な評価内容、評価方法については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定ですが、中期目標期間終了時評価の達成状況報告書においては、あくまでも4年目終了時評価（達成状況評価）の結果を変えようような顕著な変化があったと判断した中期計画についてのみ、具体的な実施状況等の記載を求める方針で検討を進めてまいります。</p> <p>なお、中期目標期間終了時評価においても、国立大学教育研究評価委員会がヒアリングを実施する必要があると判断した場合には行うこととしています。（評価実施要項26頁参照）</p>
23	<p>中期目標期間終了時評価の評価方法に関するもの</p>	<p>① 『第3期中期目標期間の教育研究の状況の評価に係る「評価実施要項」における第2期からの主な変更点（案）』のP.1「評価実施スケジュール、評価実施体制」には『中期目標期間終了時評価では、「中期目標の達成状況評価」のみを実施します。』とある。</p> <p>「学部・研究科等の現況分析」、「研究業績水準判定」において4年目終了時評価の時には成果を挙げるのが難しいものについては、6年目の中期目標期間終了時評価の際、残り2年度分に係る評価が抜け落ちることのないように設計をお願いしたい。</p>	<p>国立大学法人法上、4年目終了時評価とは、4年目終了時の業務の実績及び中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績を評価するものです。また、4年目終了時評価の結果は、文部科学大臣により、国立大学法人等の次期中期目標期間の組織・業務全般にわたる検討に活用されることとなります。</p> <p>このような法律上の位置付けを踏まえ、4年目終了時評価では、現況分析を行うことによって教育研究の実施状況や成果を学部・研究科等单位できめ細かく把握することとし、一方、中期目標期間終了時評価では、現況分析は改めて実施せず、5年目、6年目に中期目標・中期計画の達成に影響を及ぼすような顕著な変化があった場合には、達成状況報告書への記載を求めることにより、各学部・研究科等の成果を把握することとしたものです。</p> <p>中期目標期間終了時評価における具体的な評価内容、評価方法については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定ですが、中期目標期間終了時評価の達成状況報告書においては、あくまでも4年目終了時評価（達成状況評価）の結果を変えようような顕著な変化があったと判断した中期計画についてのみ、具体的な実施状況等の記載を求める方針で検討を進めてまいります。</p>

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の
状況についての評価に係る「評価実施要項（案）」に対する意見対応表

NO.	分類	意見等	回答
24	中期目標期間終了時評価の評価方法に関するもの	<p>①評価実施要項（案）では、学部・研究科等の現況分析（教育・研究）における現況調査表（教育・研究）及び研究業績説明書の提出は、平成32年度の4年目終了時評価でのみで求められており、平成34年度の中期目標期間評価では求められていない。これに関して、平成30年2月6日に開催された貴機構主催の説明会においては、平成32年度及び33年度に顕著な業績があった場合は、当該業績を「達成状況報告書」に記載することで評価を行う旨説明があった。</p> <p>しかしながら、この取扱いだけでは、現況分析対象組織の全体状況が把握されないと考えられる。また、研究活動については、その性格上、第3期当初の取組・業績が、第3期後半に成果として現れるものもあり、このような取組が適切に評価されない恐れがある。本学には、研究用原子炉を有する研究所があるが、東京電力福島第一原子力発電所の事故による国の原子力政策の影響を受け、中核研究設備である研究用原子炉2基がいずれも平成26年から平成29年にかけて運転停止を余儀なくされ、研究活動に大きな影響を受けている例もある。研究活動の評価に際して、このような事案を適切に勘案するためにも、特定の期間を評価の対象としないことは望ましくない。</p> <p>以上のことを踏まえて、第3期6年間の学部・研究科等の現況分析（教育・研究）において、平成32年度及び33年度の取組・業績についても適切な評価が行われるよう、必要な対策をとっていただきたい。例えば、研究に関しては、少なくとも研究業績説明書について、平成34年度の中期目標期間時に平成32年度の4年目終了時評価からの内容更新を求めたうえで、最終の評価を行うべきではないか。</p>	<p>国立大学法人法上、4年目終了時評価とは、4年目終了時の業務の実績及び中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績を評価するものです。また、4年目終了時評価の結果は、文部科学大臣により、国立大学法人等の次期中期目標期間の組織・業務全般にわたる検討に活用されることとなります。</p> <p>このような法律上の位置付けを踏まえ、4年目終了時評価では、現況分析を行うことによって教育研究の実施状況や成果を学部・研究科等単位できめ細かく把握することとし、一方、中期目標期間終了時評価では、現況分析は改めて実施せず、5年目、6年目に中期目標・中期計画の達成に影響を及ぼすような顕著な変化があった場合には、達成状況報告書への記載を求めることにより、各学部・研究科等の成果を把握することとしたものです。</p> <p>中期目標期間終了時評価における具体的な評価内容、評価方法については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定ですが、中期目標期間終了時評価の達成状況報告書においては、あくまでも4年目終了時評価（達成状況評価）の結果を変えうるような顕著な変化があったと判断した中期計画についてのみ、具体的な実施状況等の記載を求める方針で検討を進めてまいります。</p>
25	中期目標期間終了時評価の評価方法に関するもの	<p>① 中期目標期間終了時評価について</p> <p>【第3期中期目標期間の教育研究の状況の評価に係る「評価実施要項」における第2期からの主な変更点（案）P.2】</p> <p>貴機構が平成30年2月6日に開催した「中期目標期間における教育研究の状況の評価に係る意見交換会」において、中期目標期間終了時評価では、達成状況評価のみ実施し、学部・研究科等の現況分析及び研究業績水準判定は実施しないが、学部・研究科等の現況分析及び研究業績水準判定の5年目（平成32年度）、6年目（平成33年度）の実績、業績を記載できるように配慮するという説明があったと認識している。</p> <p>しかしながら、評価実施要項（案）には、そのことが明記されていないため、中期目標期間終了時における学部・研究科等の現況分析結果の修正・追加等の有無について、またそれが行われる場合にはその方法について確認をさせていただきたい。</p>	<p>国立大学法人法上、4年目終了時評価とは、4年目終了時の業務の実績及び中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績を評価するものです。また、4年目終了時評価の結果は、文部科学大臣により、国立大学法人等の次期中期目標期間の組織・業務全般にわたる検討に活用されることとなります。</p> <p>このような法律上の位置付けを踏まえ、4年目終了時評価では、現況分析を行うことによって教育研究の実施状況や成果を学部・研究科等単位できめ細かく把握することとし、一方、中期目標期間終了時評価では、現況分析は改めて実施せず、5年目、6年目に中期目標・中期計画の達成に影響を及ぼすような顕著な変化があった場合には、達成状況報告書への記載を求めることにより、各学部・研究科等の成果を把握することとしたものです。</p> <p>中期目標期間終了時評価における具体的な評価内容、評価方法については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定ですが、中期目標期間終了時評価の達成状況報告書においては、あくまでも4年目終了時評価（達成状況評価）の結果を変えうるような顕著な変化があったと判断した中期計画についてのみ、具体的な実施状況等の記載を求める方針で検討を進めてまいります。</p>
26	中期目標期間終了時評価の評価方法に関するもの	<p>評価実施要項（案）の中で、「現況分析」については、4年目終了時のみの評価となっているが、研究の質を評価するためには、中期目標の6年間の評価が必要である。</p> <p>スケジュール等の関係により、6年分をひとつにまとめた評価システムを整えることが難しい場合は、中間評価の後、5年目・6年目を個別に評価すべきではないか。</p>	<p>国立大学法人法上、4年目終了時評価とは、4年目終了時の業務の実績及び中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績を評価するものです。また、4年目終了時評価の結果は、文部科学大臣により、国立大学法人等の次期中期目標期間の組織・業務全般にわたる検討に活用されることとなります。</p> <p>このような法律上の位置付けを踏まえ、4年目終了時評価では、現況分析を行うことによって教育研究の実施状況や成果を学部・研究科等単位できめ細かく把握することとし、一方、中期目標期間終了時評価では、現況分析は改めて実施せず、5年目、6年目に中期目標・中期計画の達成に影響を及ぼすような顕著な変化があった場合には、達成状況報告書への記載を求めることにより、各学部・研究科等の成果を把握することとしたものです。</p> <p>中期目標期間終了時評価における具体的な評価内容、評価方法については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定ですが、中期目標期間終了時評価の達成状況報告書においては、あくまでも4年目終了時評価（達成状況評価）の結果を変えうるような顕著な変化があったと判断した中期計画についてのみ、具体的な実施状況等の記載を求める方針で検討を進めてまいります。</p>

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の
状況についての評価に係る「評価実施要項（案）」に対する意見対応表

NO.	分類	意見等	回答
27	中期目標期間終了時評価の評価方法に関するもの	<p>評価の実施について、4年目終了時評価では「中期目標の達成状況評価」「学部・研究科等の現況分析」「研究業績水準判定」を実施することになっており、中期目標期間終了評価時では「中期目標の達成状況評価」のみ実施となっています。</p> <p>中期目標期間終了評価時において、達成状況評価で4年目終了時の評価結果を変えるような顕著な変化がある場合は、それについて評価を実施すると記述がありますが、学部・研究科等の現況分析は実施しないため、顕著な変化がある場合でも現況分析は実施しないことになっているようです。</p> <p>このことについて機構に問い合わせをしましたところ、現況分析において顕著な変化がある場合は、「達成状況報告書」に記述できるという回答を得ました。しかし、「達成状況報告書」と現況分析の提出資料である「現況調査表」では内容に相当な違いがあり、達成状況報告書に含めることが困難と思われるため、第1期中期目標期間終了時評価の時のように「現況分析における顕著な変化についての説明書」及び卓越した水準にある研究業績によって現況分析を実施するなど、何らかの形で中期目標期間終了評価時においても現況分析を実施する必要があると考えます。</p>	<p>国立大学法人法上、4年目終了時評価とは、4年目終了時の業務の実績及び中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績を評価するものです。また、4年目終了時評価の結果は、文部科学大臣により、国立大学法人等の次期中期目標期間の組織・業務全般にわたる検討に活用されることとなります。</p> <p>このような法律上の位置付けを踏まえ、4年目終了時評価では、現況分析を行うことによって教育研究の実施状況や成果を学部・研究科等単位できめ細かく把握することとし、一方、中期目標期間終了時評価では、現況分析は改めて実施せず、5年目、6年目に中期目標・中期計画の達成に影響を及ぼすような顕著な変化があった場合には、達成状況報告書への記載を求めることにより、各学部・研究科等の成果を把握することとしたものです。</p> <p>中期目標期間終了時評価における具体的な評価内容、評価方法については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定ですが、中期目標期間終了時評価の達成状況報告書においては、あくまでも4年目終了時評価（達成状況評価）の結果を変えるような顕著な変化があったと判断した中期計画についてのみ、具体的な実施状況等の記載を求める方針で検討を進めてまいります。</p>
28	中期目標期間終了時評価の評価方法に関するもの	<p>評価実施要項（案）の2頁Ⅲ内容にある「4年目終了時評価では「学部・研究科等の現況分析」及び「中期目標の達成状況評価」を実施し、中期目標期間終了時評価では「中期目標の達成状況評価」のみを実施します。」とありますが、学部・研究科等の現況分析の場合、6年目の終了時に特段の伸長があれば追加資料の提出を認めていただきたい。</p>	<p>国立大学法人法上、4年目終了時評価とは、4年目終了時の業務の実績及び中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績を評価するものです。また、4年目終了時評価の結果は、文部科学大臣により、国立大学法人等の次期中期目標期間の組織・業務全般にわたる検討に活用されることとなります。</p> <p>このような法律上の位置付けを踏まえ、4年目終了時評価では、現況分析を行うことによって教育研究の実施状況や成果を学部・研究科等単位できめ細かく把握することとし、一方、中期目標期間終了時評価では、現況分析は改めて実施せず、5年目、6年目に中期目標・中期計画の達成に影響を及ぼすような顕著な変化があった場合には、達成状況報告書への記載を求めることにより、各学部・研究科等の成果を把握することとしたものです。</p> <p>中期目標期間終了時評価における具体的な評価内容、評価方法については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定ですが、中期目標期間終了時評価の達成状況報告書においては、あくまでも4年目終了時評価（達成状況評価）の結果を変えるような顕著な変化があったと判断した中期計画についてのみ、具体的な実施状況等の記載を求める方針で検討を進めてまいります。</p>
29	中期目標期間終了時評価の評価方法に関するもの	<p>2. 第3期終了時評価の現況分析等の扱いについて</p> <p>「学部・研究科の現況分析」「研究業績水準判定」については、4年目終了時評価（暫定評価）のみ実施し、中期目標期間終了時評価（確定評価）では実施しないこととなっているが、上記1の新局（農学群）は、暫定評価時点でもまだ設置後1年の実績しかなく、教育カリキュラムの特徴である「農学専門教育」「農学実践型教育」は開講前のため十分な現況報告が出来ない。その後の学年進行による教員採用に伴い、教育・研究活動に係る現況も進展し、研究業績も増加し、十分な実績報告が可能となると考えられる。</p> <p>そこで、学年進行中の部局については、確定評価時にも「現況調査表」「研究業績報告書」の追加報告が可能になるよう、考慮して頂きたい。</p>	<p>国立大学法人法上、4年目終了時評価とは、4年目終了時の業務の実績及び中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績を評価するものです。また、4年目終了時評価の結果は、文部科学大臣により、国立大学法人等の次期中期目標期間の組織・業務全般にわたる検討に活用されることとなります。</p> <p>このような法律上の位置付けを踏まえ、4年目終了時評価では、現況分析を行うことによって教育研究の実施状況や成果を学部・研究科等単位できめ細かく把握することとし、一方、中期目標期間終了時評価では、現況分析は改めて実施せず、5年目、6年目に中期目標・中期計画の達成に影響を及ぼすような顕著な変化があった場合には、達成状況報告書への記載を求めることにより、各学部・研究科等の成果を把握することとしたものです。</p> <p>中期目標期間終了時評価における具体的な評価内容、評価方法については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定ですが、中期目標期間終了時評価の達成状況報告書においては、あくまでも4年目終了時評価（達成状況評価）の結果を変えるような顕著な変化があったと判断した中期計画についてのみ、具体的な実施状況等の記載を求める方針で検討を進めてまいります。</p>

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の
状況についての評価に係る「評価実施要項（案）」に対する意見対応表

NO.	分類	意見等	回答
30	現況分析に関するもの	「第3期中期目標期間の教育研究の状況の評価に係る「評価実施要項」における第2期からの主な変更点（案）」5頁の「イメージ（案）」の「研究活動の状況」及び「研究成果の状況」の「記載項目」につきまして、教員数が少ない部局においては組織としての論文総数を向上させるためにたとえ一人当たりの論文生産性を高めたとしても、人員数という制約条件があるため、評価指数として論文数の総計値以外に、一人当たりの平均論文数などの配慮を検討していただきたい。	記載項目（仮称）の具体的な内容については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」等に示す予定です。「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」等の策定に当たっては、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。
31	現況分析に関するもの	○5頁目 ・『「学部・研究科等の現況調査表」の記載内容について一定の標準化を図るため、各分析項目の下に学系ごとの複数の記載項目（仮称）を設定します。』に関して、記載内容（項目）の標準化を図ることは大変ありがたい。ただし、第2期は観点が2個だったが、今回は学系により項目数が異なるのか。また、項目数が多くなる（項目が細くなる）と、自大学の中期計画等に関連しない内容が含まれることにならないか。	記載項目（仮称）の具体的な内容については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」等に示す予定です。「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」等の策定に当たっては、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。
32	現況分析に関するもの	・現況調査表の分析項目・観点は、学系ごとの複数の記載項目（仮称）を設定されるとのことですが、学系間の記載項目の違いに起因する記載量や質の差が生じたり、評価基準に差が生じることのない設定を望みます。また、同じ学系で構成される大学間は、一つの基準により評価が可能と考えますが、構成される学系が異なる大学間では、評価基準の設定が困難ではないかと考えます。学系間の記載項目の違いに起因する現況分析結果の差異が達成状況の評価に影響しないよう配慮いただきたいと考えます。	記載項目（仮称）の具体的な内容については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」等に示す予定です。「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」等の策定に当たっては、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。
33	達成状況評価に関するもの 現況分析に関するもの その他	1. 実績報告書について （1）達成状況報告書について ①先の意見交換会（H30.2.6）で示唆があったように、実施状況と実績欄を区分して設定されるのかを早期に公表していただきたい。 （2）現況調査表について ①学系ごとの「記載項目」の内容を早期に公表していただきたい（「第3期中期目標期間の教育研究の状況の評価に係る「評価実施要項」における第2期からの主な変更点（案）」5頁）。 ②特に、教育の現況調査表（教育）に関しては、評価負担の軽減のために、記載事項について認証評価との整合性に配慮していただきたい。また、受審時期を考慮して、早期に公表していただきたい。	（1）達成状況報告書について 達成状況報告書の具体的な内容については、「実績報告書作成要領」に示す予定ですが、中期計画ごとに実施状況と実績の欄を分けて記載いただくことを想定しています。「実績報告書作成要領」の策定に当たっては、公表時期も含め、国立大学法人等の負担軽減に十分配慮しつつ、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。 （2）現況調査表について 記載項目（仮称）や現況調査表の具体的な内容については、「実績報告書作成要領」等に示す予定です。「実績報告書作成要領」等の策定に当たっては、公表時期や認証評価との関係性も含め、国立大学法人等の負担軽減に十分配慮しつつ検討を進めてまいります。
34	現況分析に関するもの	2. 「第3期中期目標期間の教育研究の状況の評価に係る『評価実施要項』における第2期からの主な変更点（案）」— P5「3. 学部・研究科等の現況分析」— 学部・研究科等の現況分析の「記載項目（仮称）」について 記載項目を明らかにしていただかないと意見しかねる。求められる記載内容が明確になるのは良いことだと思うが、おもむろに項目数が増え、記載内容の増加につながる見直しであるようならば以前のままでよい。	記載項目（仮称）の具体的な内容については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」等に示す予定です。「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」等の策定に当たっては、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。
35	現況分析に関するもの	③現況分析での「記載項目」の設定にあたっては、学術領域とそこでの成果の在り方の多様性に配慮し、また組織編成上、学術領域に集中的に取り組むことと多様性に配慮することはトレードオフであることをご理解のうえ、過度に定量的な指標を求めることがないよう、かつ適切な内容・粒度となるよう、配慮していただきたい。また、必要に応じて、特色ある取り組みが十分に示せるよう、当該部局の判断により独自の観点による「記載項目」（あるいは記載内容）を追加することについても検討願いたい。	記載項目（仮称）の具体的な内容については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」等に示す予定です。「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」等の策定に当たっては、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。
36	現況分析に関するもの	④第3期から教育関係共同利用拠点が教育研究の質の向上を含む水準評価の評価単位とされているが、国立大学法人評価委員会決定の評価実施要領（H27.5.27付）においては「関連する学部・研究科等がある場合は、それらを一つの単位として一体的に評価することも可とする」とあるのみであり、今回貴機構から意見照会のあった実施要項（案）には関連する記載がない。今後、同拠点に係る具体的な内容を決定するに当たっては、「教育」という面で学部・研究科等と同様に扱うのではなく、同拠点制度の趣旨を踏まえて、適切な評価単位や記載項目を設定していただきたい。	記載項目（仮称）の具体的な内容については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」等に示す予定です。「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」等の策定に当たっては、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。 なお、現況分析の対象組織については、文部科学省国立大学法人評価委員会が決定する単位に基づき取り扱うこととしています。

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の
状況についての評価に係る「評価実施要項（案）」に対する意見対応表

NO.	分類	意見等	回答
37	現況分析に関するもの	⑤評価実施要項のほか、現況調査表の記載にあたって学系ごとに設定される記載項目、実績報告書作成要領など、第3期の教育研究評価に係る報告書作成に係る資料の早期公表が望まれる。	「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」等の策定に当たっては、公表時期も含め、国立大学法人等の負担軽減に十分配慮しつつ、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。
38	現況分析に関するもの その他	<1. 学部・研究科等の現況分析における記載項目（仮称）について>：「主な変更点（案）」P5 『「学部・研究科等の現況調査票」の記載内容について一定の標準化を図るため、各分析項目の下に学系ごとの複数の記載項目（仮称）を設定します』とありますが、第2期にありました観点「1-2」のように、新たに設定される記載項目（仮称）においても、共同利用・共同研究の特色に沿った観点を入れていただきますようお願いいたします。 ※一定の標準化により、大学共同利用機関法人としての特徴が評価されにくくなってしまわないかと危惧しております。	記載項目（仮称）の具体的な内容については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」等に示す予定です。「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」等の策定に当たっては、いただいたご意見を参考に共同利用・共同研究の特色を適切に評価できるよう検討を進めてまいります。
39	現況分析に関するもの	③ 学部・研究科等の現況分析について【同上P.5、6】 ・分析項目の記載項目は、学系別の検討チームにより検討し設定されることだが、学系間における記載項目内容・水準の調整はされるのか。達成状況評価へ活用するにあたって、学系間の差異によって大学全体の評価に有利・不利がないよう配慮いただきたい。 ・学部・研究科等の目的に照らして、取組や活動、成果の状況がどの程度の水準にあるかという視点に変更されることだが、掲げる目的自体の内容によって分析の判断に有利または不利に働かないよう評価していただきたい。	記載項目（仮称）の具体的な内容については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」等に示す予定です。「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」等の策定に当たっては、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。
40	現況分析に関するもの その他	【第2期からの主な変更点（案）】p.5 17) 現況分析において、分析項目を構成する具体的な記載項目（仮称）が示されることとなっているが、第2期との比較が容易になるよう、また認証評価との整合性により評価負担が軽減するよう、第2期の現況分析における参考例および認証評価の評価項目等と整合性のある記載項目を設定していただきたい。 18) 記載項目（仮称）が提示されることにより現況分析を書きやすくなると思うが、一方で、部局の個性的で多様な取組みを書きにくくなることのないよう（記載項目の内容が細かくなりすぎないよう）ご配慮いただきたい。	記載項目（仮称）の具体的な内容については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」等に示す予定です。「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」等の策定に当たっては、いただいたご意見を参考に認証評価との関係性も含めて検討を進めてまいります。
41	現況分析に関するもの	2. 「主な変更点」の5ページにある「学系ごとの記載項目」について、現時点であるいは可能な限り早期に具体例が示されるべきである。少なくとも現時点で、第2期の評価項目と全く異なるものになるのか、第2期の項目に新たに項目が追加になるのか、検討の方向性を示してもらいたい。また、検討にあたっては、既に実施されている分野別認証評価（教職大学院、法科大学院、6年制薬学部、医学科等）における評価の観点との間で整合性が取れる（評価項目の内容が一致する）ように設定していただきたい。	記載項目（仮称）の具体的な内容については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」等に示す予定ですが、平成30年7月に開催する国立大学法人等事務担当者説明会等において検討状況をご紹介できればと考えています。「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」等の策定に当たっては、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。 なお、詳しい内容については、国立大学教育研究評価委員会の下、学系別検討チームを立ち上げて検討し、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定です。

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の
状況についての評価に係る「評価実施要項（案）」に対する意見対応表

NO.	分類	意見等	回答
42	現況分析に関するもの	<p>【「関係者の期待」を指標とした評価判断の廃止を歓迎】 「評価実施要項における第2期からの主な変更点（案）」： 3. 学部・研究科等の現況分析《評価方法の見直し》6頁 第2期中期目標期間の教育研究評価で採用されていた「想定する関係者の期待にどの程度応えているか」という視点による評価方法に替えて、第3期では「学部・研究科等の目的に照らして、取組や活動、成果の状況がどの程度の水準にあるか」という視点による評価に改められたことを歓迎します（「関係者の期待」を指標とした評価判断の廃止）。「関係者の期待」の設定は困難であり、またその指標水準も抽象的になりがちで、評価判定も実際のところ曖昧に実施しており、結果として評価が形骸化していました。「関係者の期待にどの程度応えているか」は、「労多くして益少なし」の指標でした。</p>	
43	現況分析に関するもの	<p>1. (12頁)「第3章評価の方法 第1節学部・研究科等の現況分析 I 教育の現況分析の方法 1 書面調査 (2) 分析項目ごとの判定」の記述について 第2期要項では「想定する関係者の期待にどの程度応えているか」という視点が記載されておりましたが、第3期要項(案)からは削除されております。2月6日の意見交換会の配付資料に「想定する関係者の期待は記載しづらい」と記述があり、ご説明でも「評価者が評価しづらい」旨のお話がありました。「想定する関係者の期待にどの程度応えているか」という観点は現況調査表に記載する必要はなく、なったということなのか、そこを踏まえた書きぶりにするべきなのか、想定する関係者の視点も踏まえたもので評価されるのか、ご教示願います。</p>	<p>第3期中期目標期間の現況分析においては、「想定している関係者の期待にどの程度応えているか」という視点から水準を判定するものではなく、学部・研究科等の目的に照らして質の向上の状況も含めて水準を判定するものとしています。 なお、現況調査表の具体的な内容や評価方法については、現在検討中であり、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定です。</p>
44	現況分析に関するもの	<p>○「想定する関係者とその期待」は、抽象的になりがちですが、国立大学の社会的責任を明確にするためにも、記述としては残しておいた方がよい項目と考えられます。</p>	<p>現況調査表の内容については、「実績報告書作成要領」に示す予定です。「実績報告書作成要領」の策定に当たっては、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。</p>
45	現況分析に関するもの	<p>【「質」の内容について明確な定義を】 「評価実施要項における第2期からの主な変更点（案）」： 3. 学部・研究科等の現況分析《評価方法の見直し》6頁 第3期の現況分析評価において、「法人評価委員会による実施要領を踏まえ、水準の判定と質の向上度の判定を別々に行わず、水準の判定の中で質の向上の状況も含めて評価を行います。」としたこと、すなわち単独評価項目として『「質」の向上度の評価』が廃止されることを歓迎します。第2期中期期間評価において、「質」の向上度評価は、その指標や評価判断の妥当性を含め、決して有意義な評価とはいえ、その評価作業や判定結果も大学の改善活動にはつながりませんでした。 とはいえ、『「評価方法の見直し」の記載では「水準の判定の中で質の向上の状況も含めて評価を行います。」と相変わらず記載されています。だとすれば、あらためて明確にしていきたいのは、ここでいう「質」とはどのようなことか、です。法人評価で言う「水準」とは実施要綱3ページに『「教育の水準」及び「研究の水準」は、学部・研究科等における教育・研究活動及びその成果について、評価時点における状況を示すもので、学部・研究科等の教育あるいは研究上の目的に照らして判断します。』と説明されています。ならば現況調査評価でいうところの「質」とは何を意味するのでしょうか。この概念の把握なしに適切な自己評価ができません。上記説明による「水準」との違いは何でしょうか。あるいは、認証評価で強く求められる「質保証」と同じ意味での「質」なのでしょうか。 「評価実施要綱（案）」2ページ「II 基本方針 (2) 評価の公正性・透明性を確保し、社会に対する説明責任を果たす」では「機構には、・・・常により良い大学評価システムとなるよう、透明性・客観性を高めることが求められています。このため、評価方法、評価の実施体制等について公表します。」とあります。また「評価者に対しては、共通理解の下で評価が行えるよう、評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を行うことにより、評価の公正性を確保します」とも明記されています。 また、実施要綱（案）6ページ「VIII 評価者・実績報告書作成担当者に対する研修」には「各国立大学法人等の実績報告書作成担当者を対象に、評価基準、評価方法の説明等、実績報告書の作成方法について十分な説明を行います。」とあります。 第2期中期目標期間の現況調査表評価では、「質の向上度」に関わる「質」について、納得のいく説明は皆無でした。これまでのように「質の向上」の概念について、「国立大学法人評価委員会の方針に準拠している」と弁明するに終わらず、評価機関の責任として、ここでいう「質」について、これをどう具体的に解釈し、評価判定に適用するか、法人に対して具体的かつ明確な解説を要請します。</p>	<p>第3期中期目標期間の現況分析においては、「想定している関係者の期待にどの程度応えているか」という視点から水準を判定するものではなく、学部・研究科等の目的に照らして質の向上の状況も含めて水準を判定するものとしており、評定の表記については、一律に相对比较する印象の強い「水準」ではなく、「質」を使用することとしています。 なお、ご指摘を踏まえ、「評価実施要項（案）」及び「「評価実施要項」における第2期からの主な変更点（案）」を以下のとおり一部修正します。（その他、評価実施要項（案）3頁、9頁、15頁についても、同様に修正します。） ◆評価実施要項（案） 修正箇所 ・13頁：判定に当たっての留意事項 『判定は、学部・研究科等の教育上の目的に照らして、取組や活動、成果の状況がどの程度の質水準にあるのかという視点で行います。その際、第2期中期目標期間終了時点と二評価時点での教育水準の状況を勘案し、質の向上の状況も含めて行います。』 ◆「評価実施要項」における第2期からの主な変更点（案） 修正箇所 ・6頁：評価の視点 6行目 『「学部・研究科等の目的に照らして、取組や活動、成果の状況がどの程度の質水準にあるか」という視点による評価を実施します。』 ・6頁：第3期中期目標期間 教育研究評価 現況分析判定イメージ（案） 『各学部・研究科等の目的に照らして、取組や活動、成果の状況がどの程度の質水準にあるか』 『第2期中期目標期間終了時点と評価時点での水準を勘案し、質の向上も含めて水準を判断』</p>

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の
状況についての評価に係る「評価実施要項（案）」に対する意見対応表

NO.	分類	意見等	回答
46	現況分析に関するもの	<p>要項（案）P13、15 判断する考え方は「水準」についての視点だが、判定を示す記述は「質」に関する表現になっているため、第三者には理解しづらいのではないかと。判定を示す記述を、「状況が非常に優れている」「状況が優れている」「状況が相応である」「状況が不十分である」のように、判断する考え方とそろえてはいかかがか。 また、公表される評価結果において判定を示す記述の文言のみ示されることを考えると、現在の案では、質についてのみ判定されたと誤解を招く恐れがある。</p>	<p>第3期中期目標期間の現況分析においては、「想定している関係者の期待に応えているかという視点」から水準を判定するものではなく、学部・研究科等の目的に照らして質の向上の状況も含めて水準を判定するものとしており、評価の表記については、一律に相対比較する印象の強い「水準」ではなく、「質」を使用することとしています。</p> <p>なお、ご指摘を踏まえ、「評価実施要項（案）」及び「評価実施要項」における第2期からの主な変更点（案）」を以下のとおり一部修正します。（その他、評価実施要項（案）3頁、9頁、15頁についても、同様に修正します。）</p> <p>◆評価実施要項（案） 修正箇所 ・13頁：判定に当たっての留意事項 『判定は、学部・研究科等の教育上の目的に照らして、取組や活動、成果の状況がどの程度の質水準にあるのかという視点で行います。その際、第2期中期目標期間終了時点と評価時点での教育水準の状況を勘案し、質の向上の状況も含めて行います。』</p> <p>◆「評価実施要項」における第2期からの主な変更点（案） 修正箇所 ・6頁：評価の視点 6行目 『「学部・研究科等の目的に照らして、取組や活動、成果の状況がどの程度の質水準にあるか」という視点による評価を実施します。』 ・6頁：第3期中期目標期間 教育研究評価 現況分析判定イメージ（案） 『各学部・研究科等の目的に照らして、取組や活動、成果の状況がどの程度の質水準にあるか』 『第2期中期目標期間終了時点と評価時点での水準を勘案し、質の向上も含めて水準を判断』</p>
47	現況分析に関するもの	<p>・学部・研究科等の現況分析において、分析項目の段階判定を行うにあたり、「教育上の目的」及び「研究上の目的」の妥当性はどのように判断されるのかを予め示していただきたい。（評価実施要項（案）P.13, P.15）</p>	<p>目的は、それぞれの学部・研究科等が教育活動を実施する上での基本方針、達成しようとする基本的な成果等を指すものであり、目的の妥当性について当機構が判断するものではないと考えています。 評価の実施に当たっては、各学部・研究科等の目的に照らして、取組や活動、成果の状況がどの程度の質にあるかに加えて、質の向上の状況も含めて判断することとしています。</p>
48	現況分析に関するもの	<p>○13頁目『・・・個性ある独自の教育活動がなされていることを尊重して行います。』 ○15頁目『・・・個性ある独自の研究活動がなされていることを尊重して行います。』 ・上記について、どの資料（情報）を根拠とするのか、具体的に例示して欲しい。</p>	<p>教育・研究活動の内容は、構成・規模の異なる学部・研究科等において、それぞれの歴史や立地条件、社会からの要請等により様々であると考えています。 第3期中期目標期間の現況分析においては、学系別に記載項目（仮称）を設定する予定としており、いただいたご意見を参考に、可能な限り根拠資料・データ等を示すよう検討を進めてまいります。</p>
49	現況分析に関するもの	<p>・「学部・研究科等の現況調査表」で新たに設定される「記載項目」について、鳥取大学は大学の機能強化の3類型のうち「地域活性化の中核的拠点」を選択し、「人材育成や地域課題を解決する取組などを通じて、地域に貢献する枠組み」の柱として、地域課題の解決に向けて学際的な検討を進めている。「教育と研究」の融合はもちろん、さらに加えて「教育と社会貢献」・「研究と社会貢献」を密接に関連させた展開を図っており、その活動等が適切に評価されるよう配慮いただきたいと思います。</p>	<p>記載項目（仮称）の具体的な内容については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」等に示す予定です。「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」の策定に当たっては、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。</p>

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の
状況についての評価に係る「評価実施要項（案）」に対する意見対応表

NO.	分類	意見等	回答
50	現況分析に関するもの	②学系の分類で「地域研究」が総合科学系（融合）などに該当することを明示し、適切な評価の体制を取っていただきたい。	学系の分類に当たっては、可能な限り分かりやすく明示し、国立大学教育研究評価委員会の下、適切な評価体制を整備してまいります。
51	達成状況評価に関するもの 現況分析に関するもの	p. i 1) 「機構が行う教育研究評価は、・・・、国立大学法人等の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するものです。」とある。第2期の法人評価・現況分析では、プラスに評価しながらも判定結果の中には記載がないものがあるように感じる（一つの中長期計画に係る取組A、取組B、取組Cをプラスに評価しながらも、一番目立つものやわかりやすいキーワードで表現できるものがBである場合に、Bだけを当該中期計画の判定結果に取り上げている、など）。判定結果の中に記載がないものは「評価されていない」と評価される側は受け取る。「個性的で多様な発展」に活かすためにも、プラスに評価した取組は判定結果の中に記載いただきたいが、困難であれば「他〇件」のように件数を記載いただきたい。	評価結果の内容については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定です。「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」の策定に当たっては、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。
52	その他 現況分析に関するもの	p. 12 1 書面調査 (2)分析項目ごとの判定 6) 「第2期中期目標期間末からの変化に係る客観的なデータを踏まえた」となっているが、現況分析では向上度の根拠となるような、定量的な指標の記載がより求められると理解してもよいのか。 7) 「水準」の判定について、法人も4段階で自己評価することになるが、区分表に示された区分において「非常に優れている」、「優れている」、「相応である」の「判断する考え方」について、より判断が容易・客観的になるように、判断の参考となる“具体的な参考例等の提示”が望ましい。 8) 「研究の水準」についても同様である。	現況調査表の内容については、現在検討中であり、「実績報告書作成要領」に示す予定です。「実績報告書作成要領」の策定に当たっては、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。
53	現況分析に関するもの	3. 「評価実施要項（案）」13ページには、第2期中期目標期間終了時点と、評価時点の教育水準の状況を勘案し、質の向上の状況も含めて段階判定するとされているが、改組等により、教育研究上の目的の見直しなどを行ったため、教育の現況について第2期と単純に比較できない部分が出てくる可能性がある。評価の際にはこのような事情にも配慮いただきたい。	現況分析の具体的な評価方法、内容については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定です。「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」の策定に当たっては、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。
54	現況分析に関するもの	1. 学年進行期間中の部局の扱いについて 本学では、2019年度に新部局の増設（農学群）を目指している。農学群は4年目終了時評価（暫定評価）時には学年進行中（1年経過）だが「学部・研究科の現況分析」の対象部局となるか？	中期目標期間途中で組織の新設、統合・改組を行った場合、4年目終了時評価に際しては、平成31年度末時点の組織を評価の単位としますが、改組前と継続性が高い組織の場合は、改組前からの状況も対象とすることとなります。 なお、現況分析の対象組織については、文部科学省国立大学法人評価委員会が決定する単位に基づき取り扱います。

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の
状況についての評価に係る「評価実施要項（案）」に対する意見対応表

NO.	分類	意見等	回答
55	達成状況評価に関するもの	<p>○段階判定の評定及びその表記等について（P20、28） 中期計画が3段階判定となることについて、例えば、中期計画の実施状況が「3 優れた実績を上げている」と「2 実施している」の中間の評価に値する場合であっても、3か2のどちらかを選ぶことになり、良いか普通かの評価となるため、中期計画の評定が大括りとなり、適切な評価が行われるのか疑問である。 また、中期計画は、中期目標よりも具体的に内容が記載されていることから、中期計画（小項目）と同様に5段階判定にすることが望ましいと考える。</p>	<p>第2期中期目標期間の教育研究評価では、達成状況評価は成果の程度によって4段階の判定としていましたが、段階の区分けが難しいとの意見が多々あったことから、第3期では、中期計画の判定はシンプルな3段階にして、中期計画が実施されているか否かを中心にみることにするとともに、第2期よりも中期目標（小項目）の達成度の評価を重視した仕組みとしており、ご理解いただきたいと思います。 なお、具体的な評価方法については「評価作業マニュアル」に示す予定ですが、「評価作業マニュアル」の策定に当たっては、適正な評価ができるよう、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。</p>
56	達成状況評価に関するもの	<p>4. 小項目等の判定について (1) 「第3期中期目標期間の教育研究の状況の評価に係る「評価実施要項」における第2期からの主な変更点（案）」p.4の図中、「小項目の判定」に「中期計画の平均値」とありますが、中期計画と小項目の段階数が異なるので、どのように平均値を使用するのかお示しいただきたいと思えます。 (2) 小・中・大項目はそれぞれ一段下位の項目の判定結果の平均値に基づき判定するようですが、下位の項目には重要度に大きな差があるものが含まれる場合があり、単純な平均値では当該項目の達成状況を適切に判定できない場合が起こる可能性があります。小項目については「評価者が平均値から異なる判定とすることも可」とありますが、ここに下位項目ごとの重要度を考慮できることを含めていただき、また、中・大項目についても同様の扱いとしていただきたいと思えます。</p>	<p>達成状況評価の具体的な積み上げ方法については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定です。「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」の策定に当たっては、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。</p>
57	達成状況評価に関するもの	<p>1. 中期目標の達成状況評価について 達成状況評価における段階判定の評定及び表記が見直され、中期計画については計画が実施されたかどうか重点を置いた3段階評価とし、中期目標（小項目）については目標が達成されたかどうか重点を置いた5段階評価としたことによって、評価を受ける側にとっても、また評価者にとっても、より明確な観点から評価作業を進めることができるだろうとの印象を受ける。 一方で、中期計画の判定の“積み上げ（中期計画の平均値）”によって中期目標（小項目）が判定される方式そのものは、「評価者が平均値から異なる判定とすることも可」という判定法も含め、第2期の方式がほぼ踏襲されているように見える。この判定方式については、以下のように考える。 本来、達成状況評価では“中期目標が達成されたかどうか”が評価されるべきである。中期計画は、あくまでも中期目標を達成するための措置であって、それらを実施すること自体が目的ではない。また、ひとつの中期目標に対して策定される複数の中期計画（＝複数の措置）は、その規模感や実施の難易軽重が必ずしも同等ではなく、中期目標期間の6年間（中間評価では4年間）の中で、中期目標を達成するためにより効果的な措置に重点を置くことや、当初計画とは異なる措置を実施することも起こり得る。そのような現場の実情を勘案するならば、たとえ「評価者が平均値から異なる判定とすることも可」であっても、中期計画の実施状況の平均値をもって中期目標達成判定の第1次の尺度とすること自体が必ずしも妥当とは言えず、全ての中期計画の判定をequal weightで積み上げる判定方式については、十分な議論と慎重な運用が望まれる。 改善策のひとつとして、達成状況報告書において、大学側が中期目標（小項目）の達成状況を中心に自己評価・自己判定を行い、その自己評価・分析の中で、各中期計画の実施状況の詳細を重要度や中期目標達成への貢献度の強弱も含めて記述する（各計画に対してはexplicitに自己評価判定をしない）など、自己評価方式の更なる検討をお願い致します。</p>	<p>具体的な達成状況報告書の内容や達成状況評価の段階判定の積み上げ方法は、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定です。「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」の策定に当たっては、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。</p>
58	達成状況評価に関するもの	<p>2. 判定基準の内容を早期に公表して頂きたい。 (1) 積み上げ式の段階判定に用いる平均点等（「評価実施要項（案）」17頁以下） (2) 中期目標（小項目）の段階判定について、「特筆すべき実績」「優れた実績」の判断の基準（同20頁） (3) 中期目標（小項目）の評価に関して、「特記事項」（同21頁）の「優れた点」「特色ある点」と段階判定の「特筆すべき実績」「優れた実績」（同20頁）との関係</p>	<p>達成状況評価の具体的な評価方法、評価内容については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定です。「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」の策定に当たっては、公表時期を含め、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。</p>

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の
状況についての評価に係る「評価実施要項（案）」に対する意見対応表

NO.	分類	意見等	回答
59	達成状況評価に関するもの	<p>要項（案）P20-23 中期計画を3段階で、小項目を5段階で評定する案が示されている。小項目の点数には、中期計画の評定の平均値からは出現しない点数もあり、小項目の評定時に評定者の主観が多く入り込むことになるように思われるが、公平性が損なわれることにならないように配慮いただきたい。 また、評定の平均値と異なる判定を評価者がつけてもよいことになっているが、異なる判定となった場合は、評価結果にその判定の根拠をお示ししていただきたい。</p>	<p>小項目の判定においては、中期目標の達成状況に対する重要性等を総合的に勘案して判定を行うことで検討を進めており、「評価作業マニュアル」の策定に当たっては、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。また、評価の実施に当たっては、評価担当者研修会で評価者に説明するなど適正に運用してまいります。</p>
60	達成状況評価に関するもの	<p>② 中期目標の達成状況評価について【同上P. 4】 中期目標小項目の評価について、「評価者が平均値から異なる判定とすることも可」という注釈があるが、この判定を行うのは具体的にどのような場合かご教示願いたい。小項目の評価を重視するのであれば、小項目の中で重点となる計画等について評価者の判断のみによるのではなく、小項目の段階の達成度についても大学側から報告できる自己評価の制度設計にしていいただきたい。</p>	<p>達成状況評価の具体的な評価方法、評価内容については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定です。「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」の策定に当たっては、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。</p>
61	達成状況評価に関するもの	<p>3. 中期目標の達成状況評価について（評価実施要項（案）19頁） 第2期からの主な変更点（案）を見ると、中期計画ごとの評価の平均値を用いて中期目標（小項目）の判定を行うようだが、中期計画の各段階が何点なのか、小項目の各段階は中期計画毎の評価の平均値の何点から何点までになるのかを示していただきたい。また社会に分かりやすく示すということであれば、位置を合わせるだけでなく、法人評価委員会の評定と同一にすべきである。</p>	<p>達成状況評価の具体的な積み上げ方法については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定です。「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」の策定に当たっては、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。</p>
62	達成状況評価に関するもの	<p>p. 19 中期目標の達成状況評価のながれ 10) 図中の「○中期計画ごとの実施状況の分析」および「○小項目ごとの進捗状況の分析」において、「・判断理由の記述」と示されているが、判定された段階にかかわらず、全ての中期計画および小項目の分析で、判断理由が評価報告書には記述されると理解してよいのか。</p>	<p>達成状況評価の結果をどのように評価報告書に示すかは、現在検討中であり、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定です。</p>
63	達成状況評価に関するもの	<p>p. 20 ① 中期計画ごとの実施状況の分析、② 中期目標（小項目）ごとの進捗状況の分析 11) 法人は第2期同様に中期計画のみ自己評価・段階判定をするのか確認したい。 12) 小項目について、5段階判定されるとなっている。小項目の段階判定に際しては、構成する中期計画の判定結果の機械的積み上げではなく、もちろんそれも考慮されると思われるが、「評価者が平均値から異なる判定とすることも可」とされており、別途中期目標の達成度の分析がなされるのか確認したい。そのような場合、詳細な判断理由の記述を望みたい。さらに、「判断する考え方」のような総論的なものでなく、5段階判定の根拠となるような具体的な判断基準を公表いただきたいが、一律の公表が困難であれば、典型的な事例を提示されたい。</p>	<p>評価実施要項（案）20、28頁のとおり、中期計画ごとに自己分析・判定を求めることとし、また、小項目の判定においては、中期目標の達成状況に対する重要性等を総合的に勘案して判定を行う方向性で検討を進めてまいります。今後、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」の策定に当たっては、いただいたご意見を参考にするとともに、評価の実施に当たっては、評価担当者研修会で評価者に説明するなど適正に運用してまいります。</p>
64	達成状況評価に関するもの	<p>p. 22 ③ 中期目標（中項目）ごとの達成状況の分析 14) 中項目の段階判定は6段階とされているが、小項目の段階判定結果の機械的な積み上げによって段階判定がなされるのか、あるいは小項目と同様に、「評価者が平均値から異なる判定とすることも可」とされるのか確認したい。また、その判断理由が記載されることになっているが、小項目と同様に、「判断する考え方」のような総論的なものでなく、6段階判定の根拠となるような具体的な判断基準を公表いただきたいが、一律の公表が困難であれば、典型的な事例を提示されたい。</p>	<p>達成状況評価の具体的な評価方法、評価内容については、「評価作業マニュアル」に示す予定です。「評価作業マニュアル」の策定に当たっては、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。</p>
65	達成状況評価に関するもの	<p>（中期目標の達成状況評価について） 評価実施要項（案）20頁～22頁掲載「段階判定の区分表」中の、段階を「判断する考え方」の記述が抽象的で曖昧なので、追加の解説や例示があるとありがたい。</p>	<p>達成状況評価の具体的な評価方法、評価内容については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定です。「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」の策定に当たっては、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。</p>
66	達成状況評価に関するもの	<p>・ヒアリングの内容の連絡は、どれくらいのタイミングとなるのか。</p>	<p>評価実施年度の詳細なスケジュールについては、現在検討中であり、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定です。</p>

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の
状況についての評価に係る「評価実施要項（案）」に対する意見対応表

NO.	分類	意見等	回答
67	達成状況評価に関するもの	2. ヒアリングの実施方法について（評価実施要項（案）4頁） 公平性の観点から、全大学をテレビ会議システムを用いたヒアリングとするか、直接面談とするか整理すべきではないか。	ヒアリングについては、国立大学法人等の負担軽減の観点からテレビ会議システムは効果的であると考えています。 一方で、設備環境等の影響により不具合が生じる可能性もあり、テレビ会議システムによるヒアリングのみとすることは現状難しいと考えています。 ヒアリングの実施に当たっては、実施形式が異なることで不公平が生じないように十分配慮します。
68	達成状況評価に関するもの	○ヒアリングについて ヒアリングの際の冒頭での法人側からの説明は、実質的に達成状況報告書とは別に「法人の個性の伸長に向けた主体的な取組の状況と成果」を簡潔に纏めた説明となっており、また、説明時間が10分以内と短時間のため十分な説明が困難であった。さらに、この後に設けられている委員からの質問は、主として冒頭の法人説明を踏まえたものではなく、事前に提出している達成状況報告書、事前確認事項に基づくものであること等を鑑みれば、今後のヒアリングは、冒頭の法人説明は割愛し、全ての時間を質疑応答の時間としていただきたい。加えて、本学に対する評価委員の質問事項は教育に偏っており、全体50分間で研究に関する質問が全くなされたことから、審査員の専門性及び質問事項のバランスについても考慮いただきたい。この点について改善をお願いしたい。	ヒアリングの具体的な実施内容については、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。
69	中期目標期間終了時評価の評価方法に関するもの	○2頁目 ・中期目標期間終了時評価のスケジュール（主な変更点の2頁目）を見る限りは、終了時評価の「中期目標の達成状況評価」は「4年目終了時評価結果を変えようとするような顕著な変化がある場合・・・評価を実施」とあるので、余程の変化が無い限り、4年目の評価がそのまま終了時に踏襲されると考えられます。教育研究評価のシステムとして問題があるのではないのでしょうか。	国立大学法人法上、4年目終了時評価とは、4年目終了時の業務の実績及び中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績を評価するものです。また、4年目終了時評価の結果は、文部科学大臣により、国立大学法人等の次期中期目標期間の組織・業務全般にわたる検討に活用されることとなります。 中期目標期間終了時評価における具体的な評価内容、評価方法については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定ですが、中期目標期間終了時評価の達成状況報告書においては、あくまでも4年目終了時評価（達成状況評価）の結果を変えようとするような顕著な変化があったと判断した中期計画についてのみ、具体的な実施状況等の記載を求める方針で検討を進めてまいります。
70	中期目標期間終了時評価の評価方法に関するもの	p.28 (1) 書面調査 ① 中期計画ごとの実施状況の分析 16) 達成状況報告書には「法人が4年目終了時評価結果を変えようとするような顕著な変化があったと判断した中期計画ごとに」とされているが、どのようなものが“顕著な変化”に相当するのか、具体的な事例等が提示されることが望ましい。また、必ずしも“顕著な変化”がない中期計画についてはあえて記述しなくともよいのか確認したい。	国立大学法人法上、4年目終了時評価とは、4年目終了時の業務の実績及び中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績を評価するものです。また、4年目終了時評価の結果は、文部科学大臣により、国立大学法人等の次期中期目標期間の組織・業務全般にわたる検討に活用されることとなります。 中期目標期間終了時評価における具体的な評価内容、評価方法については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定ですが、中期目標期間終了時評価の達成状況報告書においては、あくまでも4年目終了時評価（達成状況評価）の結果を変えようとするような顕著な変化があったと判断した中期計画についてのみ、具体的な実施状況等の記載を求める方針で検討を進めてまいります。 なお、「評価結果を変えようとするような顕著な変化」とは、4年目終了時評価の結果を変更する必要があるような際立った中期計画の実施状況とその実績を意味しており、国立大学法人ごとに中期目標・中期計画、取組や成果の状況が異なることから、国立大学法人で判断していただくことを想定しています。
71	達成状況評価に関するもの	●研究業績説明書及び学部・研究科等の現況調査表について 「現況分析結果を十分に活用するため」として、研究業績説明書及び学部・研究科等の現況調査表の提出期限が早まったが、どの程度達成度評価の配点に影響する可能性があるかをより明確に示していただきたい。従来同様、達成度評価の実施においてはあくまで「参考資料としての活用」程度に留まるといふことであれば、可能な限り必要作業を減らすなど簡素化へ配慮いただきたい。	現況分析結果の達成状況評価への具体的な活用方法については、「評価作業マニュアル」に示す予定です。「評価作業マニュアル」の策定に当たっては、文部科学省国立大学法人評価委員会からの当機構への要請においても、現況分析結果を達成状況評価に十分に活用することが求められており、国立大学法人等の負担軽減に十分配慮しつつ、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に係る「評価実施要項（案）」に対する意見対応表

NO.	分類	意見等	回答
72	達成状況評価に関するもの	<p>3. 研究業績水準判定結果や現況分析結果の達成状況評価への反映について 達成状況判定会議における評価を実施する際、研究業績水準判定組織や現況分析部会から提出された結果を活用する（「評価実施要項（案）」10頁）とあるが、従来の評価では、十分に活用されたという印象はあまりないという声が少なくない。特に、現況分析結果については、案11頁の図では、達成状況に関する評価結果（素案）の作成（直後）のタイミングで活用するようになっている。現況分析にも相当の時間を要することから、この段階にならざるを得ないことも理解できるが、この段階でどこまで活用できるのか疑問に感じる向きもある。また、案19頁の図では、より初期の中期計画ごとの実施状況の分析にも活用するよう矢印があるが、現況分析に要する時間を考えると、この矢印も現実的ではない。 したがって、研究業績水準判定結果や現況分析結果については、より実質的に活用がなされるよう一段の工夫を行うとともに、どのように活用するのかより透明性を担保することが必要であると思慮する。</p>	<p>現況分析結果の達成状況評価への具体的な活用方法については、「評価作業マニュアル」に示す予定です。「評価作業マニュアル」の策定に当たっては、文部科学省国立大学法人評価委員会からの当機構への要請においても、現況分析結果を達成状況評価に十分に活用することが求められていることから、いただいたご意見を参考に、より適正な評価を実施できるよう検討を進めてまいります。</p>
73	中期目標期間終了時評価の評価方法に関するもの 達成状況評価に関するもの	<p>p.10 3 中期目標の達成状況評価 3) 第3期では、これまで以上に現況分析結果を達成状況判定に用いられるようになると理解している。しかし、中期目標・計画の視点からのみ行うものではない現況分析を、中期目標の達成状況判定に活用することには違和感がある。また、中期目標期間終了時評価では現況分析を行わないため、4年目終了時から6年目終了時の間に各部局であがった成果が正当に評価されるのか危惧される。そこで、現況分析と達成状況報告の関係を整理し、より明確化することが望まれる。 4) 特定の部局のものであっても優れた取組であれば積極的に達成状況報告書の中に記述したほうがよいのであれば、それを明確にしていきたい。 5) 第2期には、「中期目標の達成状況に関する評価結果」の中で“復旧・復興への貢献・支援活動等に関係した顕著な取組”として原子力教育を取り上げていただいたが、工学研究科の現況調査表（教育）にもほぼ同じ内容・エビデンスを記載したにもかかわらず、現況分析結果の中で原子力教育は全く取り上げていただけず、釈然としないものがあった。第3期では、現況分析と達成状況判定がよりリンクした形になるようなので、達成状況の判定結果と現況分析の判定結果の間の整合性を図っていただく、あるいは別の視点で評価されたのであればその旨付記いただきたい。</p>	<p>国立大学法人法上、4年目終了時評価とは、4年目終了時の業務の実績及び中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績を評価するものです。また、4年目終了時評価の結果は、文部科学大臣により、国立大学法人等の次期中期目標期間の組織・業務全般にわたる検討に活用されることとなります。 このような法律上の位置付けを踏まえ、4年目終了時評価では、現況分析を行うことによって教育研究の実施状況や成果を学部・研究科等单位できめ細かく把握することとし、一方、中期目標期間終了時評価では、現況分析は改めて実施せず、5年目、6年目に中期目標・中期計画の達成に影響を及ぼすような顕著な変化があった場合には、達成状況報告書への記載を求めることにより、各学部・研究科等の成果を把握することとしたものです。 中期目標期間終了時評価における具体的な評価内容、評価方法については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定ですが、中期目標期間終了時評価の達成状況報告書においては、あくまでも4年目終了時評価（達成状況評価）の結果を変えうるような顕著な変化があったと判断した中期計画についてのみ、具体的な実施状況等の記載を求める方針で検討を進めてまいります。</p>
74	達成状況評価に関するもの	<p>2. 達成状況評価の実施体制について 貴機構における教育研究評価では、規模や特性が類似した大学をグループに分類し、主としてグループ毎に評価作業が実施されるものと理解している（評価実施要項案p.7）。以下は、本学に特有の問題で、一般的な意見とは言い難いが、敢えて指摘をさせていただきます。 本学は、全国に点在する18の大学共同利用機関等を基盤組織として構成されている。各基盤組織は大学共同利用機関法人に所属するが、それら共同利用機関法人の評価は、国立大学法人である本学とは異なるグループで行われるだろうと推察する。国立大学法人と共同利用機関法人とは、評価の観点異なること（評価実施要項案p.17）は理解しているが、現場における教育と研究は不可分な関係にあり、また評価項目として重複する事項や相補的に評価されるべき事項もあることから、本学の構成の特殊性にご配慮頂いた評価の実施体制あるいは評価作業をご検討頂きたく存じます。</p>	<p>達成状況評価の具体的な実施体制、評価作業については、各国立大学法人等の特殊性や特色に配慮しつつ、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。</p>
75	達成状況評価に関するもの	<p>p.25 第1章 実施体制 (2) 達成状況判定会議 15) 会議の構成は4年目終了時、および中期目標期間終了時評価において同様とされているが、各法人に対する評価者は2回の評価時で基本的に同一人となるのか確認したい。</p>	<p>4年目終了時評価と中期目標期間終了時評価の具体的な評価実施体制については、両評価の継続性を確保して体制を整備してまいります。</p>
76	達成状況評価に関するもの	<p>4. 中期目標の達成状況評価における特記事項について（評価実施要項（案）21頁） 中期目標の達成状況の特記事項として「優れた点」「特色ある点」「改善を要する点」を抽出することだが、「改善を要する点」については「低い評価結果の判断根拠となるものが考えられ」とのことであり、これらの特記事項について第2期と同様自己判定を求められるとしても、評価結果の悪化への懸念、延いては運営費交付金配分額への影響への懸念から、書くことができない。良いところばかりではなく悪いところも含めて率直に自己点検・評価を行うことが法人の改善発展のためにも重要であると考えますが、自己判定の実施を前提として低い評価結果を招く項目を設定しても、機能しないのではないかと。</p>	<p>国立大学法人等の自己判定に係る特記事項については、「実績報告書作成要領」に示す予定です。「実績報告書作成要領」の策定に当たっては、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。</p>

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の
状況についての評価に係る「評価実施要項（案）」に対する意見対応表

NO.	分類	意見等	回答
77	達成状況評価に関するもの	・達成状況評価の結果について、中期計画毎の具体的な改善点をポイントだけでも示してほしい。	評価結果の内容については、現在検討中であり、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定です。「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」の策定に当たっては、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。
78	達成状況評価に関するもの	・中期目標の達成状況評価において、国立大学法人等が重視している中期目標・中期計画がある場合は、それを踏まえて評価するとあるが、評価結果にどのように影響するのかを予め明確に示していただきたい。（評価実施要項（案）P.21）	達成状況評価の具体的な評価方法については、現在検討中であり、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定ですが、国立大学法人等が重視している中期目標・中期計画については、第2期中期目標期間の達成状況評価における個性の伸長に向けた取組のような取扱いを想定しています。
79	達成状況評価に関するもの	p.21（評価にあたっての留意事項 ii） 13）「法人等が特に重視している中期目標・中期計画がある場合は」とされているが、達成状況報告書において、法人が該当するものを指定することができるのか確認したい。	達成状況報告書の具体的な記載内容については、現在検討中であり、「実績報告書作成要領」に示す予定ですが、国立大学法人等が重視している中期目標・中期計画については、第2期中期目標期間の達成状況評価における個性の伸長に向けた取組のような取扱いを想定しています。
80	達成状況評価に関するもの	○達成状況報告書について 第2期中期目標期間の達成状況報告書では、学部・研究科等ごとの現況分析と関連を有する中期計画については、その関連が明確に理解できるよう、実施状況の記述が求められている。この記述については、複数の学部・研究科に関連する計画が多くあり、その都度達成状況報告書に記載するのに労力が必要であったため、記載内容の簡素化または記載不要としていただきたい。 また、「法人の特徴」「中期目標ごとの自己評価」の字数の上限が、学部数と研究科数を基準（本学は70,000字以内）として決められており、大学全体の特色や中期目標ごとの自己評価をより充実した内容とするためには、「法人の特徴」「中期目標数」に分けて、それぞれ字数の上限を設定することが重要であると考えているので、改善をお願いしたい。	達成状況報告書における現況分析の関連付け、字数制限の内容については、現在検討中であり、「実績報告書作成要領」の策定に当たっては、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の
状況についての評価に係る「評価実施要項（案）」に対する意見対応表

NO.	分類	意見等	回答																		
81	達成状況評価に関するもの	<p><2. 達成状況評価のプロセスに関する中期目標と中期計画の記述について> 中期目標の達成状況評価のプロセスに関し、中期目標と中期計画が逆になっていないでしょうか？ 自然科学研究機構においては、中期目標及び中期計画は下記のとおり構成となっており、 中期目標：「大項目」、「中項目」 中期計画：「大項目」、「中項目」、「小項目」 「小項目」は、中期計画の方で定めております。</p> <p>例) 【中期目標】 1 研究に関する目標 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標 本機構は、天文学、核融合科学、物質科学、生命科学等の自然科学分野の学術研究を（以下略）</p> <p>【中期計画】 1 研究に関する目標を達成するための措置 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置 ① 大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「本機構」という）は、天文学、核融合科学、分子科学、基礎生物学、生理学の各分野（以下「各分野」という。）における（以下略）【1】 ② アストロバイオロジーセンターにおいて（以下略）【2】</p>	<p>大学共同利用機関法人における中期目標（大項目、中項目、小項目）の構成は、基本的には以下のとおりです。</p> <p>≪評価実施要項（案）18頁≫</p> <table border="1" data-bbox="1926 367 2849 871"> <thead> <tr> <th>「大項目」</th> <th>「中項目」</th> <th>「小項目」</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 研究に関する目標</td> <td>(1)研究水準及び研究の成果等に関する目標 (2)研究実施体制等に関する目標</td> <td>各「中項目」の下に定められている個々の目標</td> </tr> <tr> <td>2. 共同利用・共同研究に関する目標</td> <td>(1)共同利用、共同研究の内容・水準に関する目標 (2)共同利用、共同研究の実施体制等に関する目標</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>3. 教育に関する目標</td> <td>(1)大学院等への教育協力に関する目標 (2)人材育成に関する目標</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>4. 社会との連携及び社会貢献に関する目標</td> <td></td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>5. その他の目標</td> <td>(1)グローバル化に関する目標 (2)大学共同利用機関法人間の連携に関する目標</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、中期計画は、中期目標（小項目）に掲げられた目標を達成するための手段や方策を指しています。</p>	「大項目」	「中項目」	「小項目」	1. 研究に関する目標	(1)研究水準及び研究の成果等に関する目標 (2)研究実施体制等に関する目標	各「中項目」の下に定められている個々の目標	2. 共同利用・共同研究に関する目標	(1)共同利用、共同研究の内容・水準に関する目標 (2)共同利用、共同研究の実施体制等に関する目標	同上	3. 教育に関する目標	(1)大学院等への教育協力に関する目標 (2)人材育成に関する目標	同上	4. 社会との連携及び社会貢献に関する目標		同上	5. その他の目標	(1)グローバル化に関する目標 (2)大学共同利用機関法人間の連携に関する目標	同上
「大項目」	「中項目」	「小項目」																			
1. 研究に関する目標	(1)研究水準及び研究の成果等に関する目標 (2)研究実施体制等に関する目標	各「中項目」の下に定められている個々の目標																			
2. 共同利用・共同研究に関する目標	(1)共同利用、共同研究の内容・水準に関する目標 (2)共同利用、共同研究の実施体制等に関する目標	同上																			
3. 教育に関する目標	(1)大学院等への教育協力に関する目標 (2)人材育成に関する目標	同上																			
4. 社会との連携及び社会貢献に関する目標		同上																			
5. その他の目標	(1)グローバル化に関する目標 (2)大学共同利用機関法人間の連携に関する目標	同上																			
82	その他	<p>○9頁目及び13頁目『教育活動に関連する様々なデータ』 ○9頁目及び15頁目『研究活動に関連する様々なデータ』 ○18頁目及び28頁目『教育研究活動に関連する様々なデータ』</p> <p>・上記について、これは何を示すのが具体的に例示して欲しい（大学情報データベース、入力データ集、データ分析集、書誌データベース等）。</p>	<p>様々なデータの具体的な内容については、「評価作業マニュアル」に示す予定ですが、データ分析集や入力データ集等を想定しています。</p>																		
83	その他	<p>○12頁目『教育活動に関連する様々なデータ』と『国立大学法人の客観的なデータ』 ○14頁目『研究活動に関連する様々なデータ』と『国立大学法人等の客観的なデータ』</p> <p>・上記について、これらは別々のデータを示すのでしょうか。違いが分かるように、具体的に例示して欲しい（大学情報データベース、入力データ集、データ分析集、書誌データベース等）。</p>	<p>様々なデータの具体的な内容については、「評価作業マニュアル」に示す予定ですが、データ分析集や入力データ集等を想定しています。 国立大学法人等の客観的なデータについては、現況調査表の根拠となる資料・データ、認証評価に関する資料及び教育研究活動に関連する様々なデータを想定しています。</p>																		
84	その他	<p>○12頁目『・・・、第2期中期目標期間末からの変化に係る客観的なデータを踏まえた自己分析・判定の結果が記述されています。』 ○15頁目『・・・、第2期中期目標期間末からの変化に係る客観的なデータを踏まえた自己分析・判定の結果が記述されています。』</p> <p>・上記について、第2期との比較は4年間の実績でしかできず、「観点」が「記載項目（仮称）」に変更されるのであれば、前回と比較できる客観的なデータ項目を示すことができるのでしょうか。</p>	<p>記載項目（仮称）については、現在検討中であり、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」等に示す予定です。「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」の策定に当たっては、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。</p>																		

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の
状況についての評価に係る「評価実施要項（案）」に対する意見対応表

NO.	分類	意見等	回答
85	その他	<p>たとえば、「人文科学系」では「文、人文、外国語など」、また「社会科学系」では「法、経済、経営、商、社会など」、それぞれの学系のなかにも、多様な学問分野の学部・研究科が含まれると考えます。そして、各学系に含まれるそれぞれの学問分野の特性に応じて、データも特徴のある値（動き）を示すのではないかと思います。したがって、データを評価に使用される際には、それぞれの学部・研究科のもつ学問分野の特性や学部・研究科のもつ個性などが、その用いるデータによって消し去られて、評価の対象から外されてしまわないように、複数のデータを組み合わせた総合評価などを検討して頂けると幸いです。</p>	<p>「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」の策定に当たっては、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。</p>
86	その他	<p>p.9 2 学部・研究科等の現況分析 2) 水準判定には「教育・研究活動に関連する様々なデータを調査・分析する」こととなっているが、様々なデータとは具体的にどのようなものか代表例をあらかじめお知らせ願いたい。</p>	<p>様々なデータの具体的な内容については、「評価作業マニュアル」に示す予定ですが、データ分析集や入力データ集等を想定しています。</p>
87	その他	<p>p.17 第2節 中期目標の達成状況評価 9) 「中期目標期間中に教育研究の質は向上したかという点に配慮し」とされているが、中期計画に明示した定量的な評価指標に加え、さらに定量的なデータを記載することがより求められると理解してよいのか。</p>	<p>達成状況評価の根拠となる資料・データについては、各国立大学法人等の中期目標・中期計画の内容により異なるものと考えています。 達成状況報告書の具体的な内容については、「実績報告書作成要領」に示す予定です。「実績報告書作成要領」の策定に当たっては、達成状況報告書に係る根拠資料・データの例示等も含め、国立大学法人等の負担軽減に十分配慮しつつ検討を進めてまいります。</p>
88	その他	<p>教育研究評価に係る全般的な意見 ○データ分析集を活用する場合、大学数値データによる全国一律の確認・判断方法・結果に偏るものとならないことを要望します。また、活用方法の詳細についての情報を求めます。</p>	<p>データ分析集、入力データ集の活用方法については、「評価作業マニュアル」等に示す予定です。「評価作業マニュアル」等の策定に当たっては、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。</p>
89	その他	<p>○データ分析集の収集も含め、貴機構と大学双方の業務における負担軽減と人的・時間的コストの削減につながるよう要望します。</p>	<p>第3期中期目標期間の教育研究評価の実施に当たっては、データ分析集の収集も含めて国立大学法人等の負担軽減に十分配慮しつつ、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。</p>
90	その他	<p>○現行のデータ分析集のような項目が非常に緻密かつ複雑で定義が曖昧なものではなく、webに必要な数値等のみを入力すればよいようなデータの効率化を意識したシステムの導入を望みます。</p>	<p>第3期中期目標期間の教育研究評価に活用する指標及び項目の設定に当たっては、国立大学法人等の負担軽減に十分配慮しつつ、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。</p>
91	その他	<p>【業務負担の軽減について（法人評価と認証評価の「共通資料活用方法」の具体的例示を要望）】 実施要綱（案）1ページ 「第1部 教育研究評価の基本方針 I 中期目標期間評価と独立行政法人大学改革支援・学位授与機構への要請事項 (2) 文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請事項」 実施要綱（案）1ページの「文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請事項」として、第3期中期目標期間の教育研究評価では「学部・研究科等の教育研究の質の向上の状況を含む水準の評価に当たっては、大学ポータルや認証評価のために整えた根拠資料・データ等を活用するなど、法人の負担軽減に努めること。」と国立大学法人側の負担軽減を要請しています。また、実施要綱（案）12ページ「教育の現況分析の方法」の記載では、「教育の現況分析は、国立大学法人が学部・研究科等ごとに作成する現況調査表、認証評価に関する資料及び教育活動に関連する様々なデータに基づいて行います。（中略）認証評価に関する資料については、いずれかの認証評価機関が実施した評価結果や提出資料・データ等を現況調査表の根拠資料・データ等として活用することなどが考えられます。」と認証評価時の資料の利用を記載しています。しかし、これら記載（評価負担の軽減、認証評価結果や資料の活用）について法人側で作業する立場で言えば、具体的に何をどこでどう活用すればよいのかが全くもってわかりません。認証評価にむけた自己評価書作成業務と関わらせ、「重複可能な作業」や「重複資料の活用方法（資料を具体的にどう重複活用できるのか）」を、NIAD-QE主催の研修や提示する「実施要綱」等での具体的明示を要請します。これにより評価作業負担も大いに軽減します。法人評価と認証評価に共通するフォーマットを提示していただくのも有効な一案です。 なお、3巡目認証評価でも、「大学機関別認証評価 実施大綱（平成30年3月改定）」における「5 評価の実施方法（3ページ）」の記載で、「なお、根拠となる資料・データとしては、本大綱に基づく評価以外の第三者評価等に用いた資料やその結果を利用することができます。」と解説しています。</p>	<p>文部科学省国立大学法人評価委員会からの当機構への要請においても、大学ポータルや認証評価のために整えた根拠資料・データ等を活用するなど、国立大学法人等の負担軽減に努めることとされているとおり、国立大学法人等の負担軽減に十分配慮しつつ、いただいたご意見を踏まえて検討を進めてまいります。</p>

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の
状況についての評価に係る「評価実施要項（案）」に対する意見対応表

NO.	分類	意見等	回答
92	その他	<p>【評価作業や評価結果の「第三者評価間での活用」について】 前段に記載したことも含め、法人評価における「現況分析表」作成の取り組み（法人側）や、機構側による「現況分析結果（評価）」が、認証評価のいかなる部分にどのようにして代替可能なのか（または認証評価が法人評価のどこにどう代替可能なのか）、認証評価及び法人評価のいずれにも関与するNAD-QEの立場から明らかにしていただくことを要請します。法人の自主的な判断で双方の評価作業や資料、評価結果を活用するにあたっては、何も担保・保証されておらず、不安です（「この資料や評価結果は使用できません」と後からいわれたら、それで終わりです）。</p>	<p>認証評価との関係性については、現在検討中であり、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」の策定に当たっては、国立大学法人等の負担軽減に十分配慮しつつ、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。</p>
93	その他	<p>4. 4年目修了時評価で作成した現況調査表の認証評価への利用について 平成31年度以降実施分の大学機関別認証評価の評価基準の改訂において、全学だけでなく課程ごとの資料を作成しなければならない点、第2期と比較して評価項目が細かく、より具体的になったといった点から、資料作成の effort がかなり高まることが予想される。そのため、第3期中期目標期間の4年目修了時評価で作成した学部・研究科等の教育・研究に関する現況調査表資料が、大学機関別認証評価にできる限りそのまま使えるような仕組みを作っていただきたい。</p>	<p>認証評価との関係性については、現在検討中であり、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」の策定に当たっては、国立大学法人等の負担軽減に十分配慮しつつ、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。</p>
94	その他	<p>○他の第三者評価等（大学機関別認証評価、JABEE、日本医学教育評価機構、薬学教育評価機構等が実施する専門分野別評価や国立大学法人評価、公立大学法人評価等）に係る資料や結果の活用等、他の質保証制度との連携を望みます。また、これらを受審し、適正であるとの評価を受けた場合には、網羅できる項目については業務の免除についての検討を要望します。</p>	<p>「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」の策定に当たっては、国立大学法人等の負担軽減に十分配慮しつつ、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。</p>
95	その他	<p>1. 全般について 大学共同利用機関及び大学共同利用機関法人においては、共同利用・共同研究を通じた大学全体の支援も大きなミッションであることから、評価の内容（実施要項（案）p.3「(1)学部・研究科等の現況分析」部分）、評価のプロセス（同p.9「(2)研究の調査・分析」部分）、研究の現況分析の方法（同p.15「(3)分析項目ごとの判定」部分）などにおいて、「研究の中には共同利用・共同研究による研究成果を含む」こと、又は「共同利用・共同研究を通じて大学・研究コミュニティの活動を支援していることも判定する」こと、を明記していただきたいと思います。</p>	<p>現況分析の具体的な評価方法、内容については、国立大学教育研究評価委員会の下、学系別検討チームを立ち上げて検討するなど、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」等に示す予定です。いただいたご意見を参考に、大学共同利用機関、大学共同利用機関法人の特色を適切に評価できるよう検討を進めてまいります。</p>
96	その他	<p>5. 意見の申立てについて（評価実施要項（案）24頁） 第2期評価の際、意見の申立てを行ったが、対応として定型的な理由が示されるのみで、その上で原案どおりとするとされており、冷やかであった。第3期は、当該大学の評価を担当した学系部会等の意見を聴取していただいたうえで、理由を定型的にではなく個別具体的に示す等、被評価者側が納得できる説明をするように改善していただきたい。せめて、意見申立て審査会の検討概要を国大協を通じて当該大学長のみを送付するなど対応していただきたい。</p>	<p>第2期中期目標期間の教育研究評価の検証アンケートにおいてもご指摘をいただいております。意見申し立ての対応については、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。</p>
97	その他	<p>○意見申し立てについて 第2期中期目標期間の評価に対する意見の申立てを行う際には、申立て内容を詳細に記載することが求められているにも関わらず、「申立てへの対応」欄の【理由】については、大雑把かつ不明瞭な表現となっていた。第3期中期目標期間においては、具体的な理由を記載いただくよう改善をお願いしたい。</p>	<p>第2期中期目標期間の教育研究評価の検証アンケートにおいてもご指摘をいただいております。意見申し立ての対応については、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。</p>
98	その他	<p>1. 「4年目終了時評価」及び「中期目標期間終了時評価」の結果がどのように運営費交付金に反映するのかを示してもらいたい。</p>	<p>4年目終了時評価及び中期目標期間終了時評価の結果に対する運営費交付金の反映方法は、当機構で決定するものではないため、回答は差し控えさせていただきます。</p>

※「意見等」欄における「○頁目」などについては、「評価実施要項（案）」または「評価実施要項」における第2期からの主な変更点（案）」の該当頁を指しています。